

平成17年大洲市議会第4回定例会会議録 第2号

平成17年6月13日（月曜日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員

1番	梅	木	良	照
2番	清	水	美	孝
3番	岩	田	忠	義
4番	藤	川		貢
5番	鎌	田	圭	二
6番	二	宮		淳
7番	中	野	寛	之
8番	有	友	正	本
9番	桝	田	和	美
10番	村	上	常	雄
11番	古	野	青	弘
12番	上	川	勝	利
13番	二	宮	秀	一
14番	山	口	吉	浩
15番	東		敦	弘
16番	宮	本	増	憲
17番	水	本		保
18番	下	岡	節	久
19番	押	田	憲	一
20番	後	藤	武	薫
21番	山	本	雅	久
22番	田	中	五	月
23番	山	崎		逞
24番	福	山		保
25番	叶	岡	廣	志
26番	上	満		武
27番	向	井	敏	憲
28番	宮	本	喜一郎	
29番	中	野	忠	重
31番	長	岡	吉	男
32番	森	川	重	生
33番	森		繁	夫
34番	松	本	金次郎	

35番	菊	地	宣	之
36番	垣	見	芳	彦
37番	吉	岡		猛
38番	清	水	久二博	
39番	田	淵	保	男
40番	山	下	勝	利
41番	本	山	清	明
42番	沖	浦	賢	嗣
43番	渡	邊	弘	務
44番	神	井	恵一郎	
45番	矢	間	一	義
46番	東		信	利
47番	久	保	幸	信
48番	吉	岡	昇	平
49番	小	泉	紘	文
50番	大	野	新	策
51番	梅	木	加津子	
52番	岡		孝	志
53番	渡	邊	久	義
54番	田	中	堅太郎	
55番	日	高	照	友
56番	中	野	茂	明

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員

30番	窪	田	亀	一
-----	---	---	---	---

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席理事者

市	長	大	森	隆	雄
助	役	首	藤		馨
収	入	役	田	上	隼
総	務	部			藏
部	長	小	泉	勝	明
副部長兼危機管理室長		白	石	隆	壽
副部長兼総務課長		佐	伯	幸	一
人事秘書課長		神	元		崇
総務課長補佐		篠	原	雅	人

総務課行政係長	往	田	秀	樹
企画財政部				
部 長	小	島	健	市
財 政 課 長	松	田		眞
財 政 課 長 補 佐	松	本	一	繁
市民福祉部				
部 長	上	村	孝	廣
副部長兼保険環境課長	山	田	一	昭
保険センター所長	大	石	徹	男
建設農林部				
部 長	三	保	禮	三
副部長兼建設第1課長	城	戸	良	一
副部長兼農林水産課長	松	岡	良	明
副部長兼水道課長	口	井	睦	雄
長 浜 支 所				
支 所 長	上	川	慶	信
肱 川 支 所				
支 所 長	櫻	田	和	明
河 辺 支 所				
支 所 長	河	本		治
農業委員会				
事 務 局 長	蔵	田	伸	一
教育委員会				
委 員 長	岩	田	徳	幸
教 育 長	叶	本		正
教 育 部 長	尾	崎	公	男
公 営 企 業				
病 院 長	谷	口	嘉	康
監 査				
委 員	藤	川	卓	見

~~~~~

出席事務局職員

|              |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|
| 事 務 局 長      | 西 | 山 | 隆 | 夫 |
| 次 長          | 新 | 野 | 武 | 男 |
| 事務専門員兼調査第1係長 | 藤 | 岡 | 章 | 男 |
| 調 査 第 2 係 長  | 新 |   | 実 | 雄 |
| 議 事 係 長      | 谷 | 野 | 秀 | 明 |

~~~~~

議事日程

平成17年 6 月13日 午前10時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

第67号議案	平成17年度大洲市一般会計補正予算（第1号）
第68号議案	平成17年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第69号議案	平成17年度大洲市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
第70号議案	平成17年度大洲市老人保健特別会計補正予算（第1号）
第71号議案	平成17年度大洲市介護保険特別会計補正予算（第1号）
第72号議案	平成17年度大洲市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
第73号議案	平成17年度大洲市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
第74号議案	平成17年度大洲市港湾施設事業特別会計補正予算（第1号）
第75号議案	平成17年度大洲市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第76号議案	平成17年度大洲市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第77号議案	平成17年度大洲市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第78号議案	平成17年度大洲市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
第79号議案	平成17年度大洲市水道事業会計補正予算（第1号）
第80号議案	平成17年度大洲市病院事業会

計補正予算（第1号）

第81号議案 大洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

第82号議案 大洲市国民健康保険税条例の一部改正について

第83号議案 大洲市簡易水道及び飲料水供給事業等使用条例の一部改正について

第84号議案 財産の貸付について

第85号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

第86号議案 大洲市過疎地域自立促進計画について

第87号議案 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について

第88号議案 平成16年度大洲市歳入歳出決算の認定について

第89号議案 平成16年度長浜町歳入歳出決算の認定について

第90号議案 平成16年度肱川町歳入歳出決算の認定について

第91号議案 平成16年度河辺村歳入歳出決算の認定について

第92号議案 平成16年度大洲市企業会計決算の認定について

第93号議案 平成16年度長浜町企業会計決算の認定について

第94号議案 専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて
（全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問）

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第67号議案～第94号議案

~~~~~

午前10時00分 開 議

○田中堅太郎議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、20番後藤武薫議員、21番山本雅久議員を指名いたします。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、日程第2、第67号議案から第94号議案までの議案28件を一括して議題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問を行います。

この際、申し上げます。各議員の今後の発言時間は、申し合わせのとおり、1人当たり30分以内と制限いたします。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、宮本増憲議員の発言を許します。

○16番宮本増憲議員 議長

○田中堅太郎議長 宮本増憲議員

〔16番 宮本増憲議員 登壇〕

○16番宮本増憲議員 それでは議長のお許しをいただきましたので、質問をいたします。

まず、事務の簡素化について。

1月11日の合併から約5カ月。その間、新大洲市として行政が推進される中で、事務の取り扱い等については旧市町村の規模により、それぞれの市町村で大きな違いがあったと思われますが、合併後どのような方針で事務の調整、簡素化に取り組まれているか、特に各支所起案の決裁についてどのような扱いがなされているかお伺いをいたします。

大森市長の選挙公約の一つでもあります行財政改革を推進する上からも、事務の簡素合理化を図ることが必要不可欠であると思います。し

かし、支所と本庁間の決裁においては、現在わざわざ車で走ってきており、貴重な時間であるので、電子決裁等の整備により、もっと効率的に行えないものかと考えております。

以上、このこともあわせ、今後の事務の簡素化に向け、どのような取り組みを考えられているか、お伺いをいたします。

次に、人事交流についてお伺いをいたします。

現在、旧長浜町においては26名の職員が本庁に配属される一方、本庁からはわずか2名の職員しか配属されていないようであります。先ほども申し上げましたが、旧市町村の事務の調整を図る上からも、また5月8日の愛媛新聞に掲載された合併後の職員数等の調査にも回答されているように、本庁と支所の交流を深める上からも、本庁、支所間の人事交流を積極的に行い、事務の統一を図ることが重要と考えますが、今後の人事交流についてお伺いをいたします。

長浜支所の場合、単純計算しても24名の職員減となっていますが、仕事もその分、減っているのでしょうか。残った職員に過重な仕事を強いていないか危惧をしております。もっと人事の交流を図り、職員個々が広域な視点を持てる体制をつくっていくべきではないでしょうか。大森市長に期待をしております。

次に、合併後の調整状況についてお伺いをいたします。

合併協議会においては、8つの専門部会、その下に各種の分科会を設置し、合併に伴う事務の統一について鋭意協議がなされ、相当数の事案について、その統一の方針が示される一方、調整方針の中で合併後、新市において調整するとして合併後の調整にゆだねられた事案も数多くあった旨、記憶しております。これらの事案の中には、市民生活に直接大きな影響を与えるものや、多額の経費を要する事案も多数あったと認識していますが、合併後、当局においては

市民サービスの低下につながらない最善の方途を模索しながら、その調整を鋭意努力いただいているものと考えております。つきましては、合併後5カ月を経過した現在、その調整の進捗状況はどうなっているのか、またどういった体制で調整が進められているかについてお伺いをいたします。

以上、3点を質問いたしまして私の質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの宮本議員さんの御質問のうち、2点についてお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、合併後の諸問題について、基本的なことににつきまして私の方から答弁をさせていただきます。なお、後ほど助役以下、部長において詳細については御答弁をさせていただきます。

新大洲市が発足して5カ月が経過したわけでございますが、合併協議会で確認されました協議項目に沿った行政運営を現在まで進めてまいりました。

旧市町村で取り扱いがまちまちでございました調整を必要とした事務事業につきましても、一部を除き、ほぼその調整を終えつつある状況でございます。ただし、事務事業につきましても、組織機構については現時点の体制がベストであるとは考えておりません。今後、未調整の事業はもちろんのこと、調整済みの事業につきましても、改めて検討を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、行政改革大綱についてでございますが、具体的には今年度中に策定を予定しております。その中で事務事業の見直しについて、その方針を示すこととなってまいります。ただし、早急な改革が必要と思われる事案につきましては、大綱の策定を待つことなく、随時改善

が図られるよう常に問題点の把握に努めたいと考えております。

大綱につきまして説明をさせていただきますと、昨年末に閣議決定された今後の行政改革の方針を踏まえまして、総務省において策定されました地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針が示されております。本指針では、各自治体で行政改革大綱を策定し、その大綱に基づき、1つは事務事業の再編整理、廃止統合、その2つ目は民間委託等の推進、3つ目は定員管理の適正化、4つ目は給与の適正化、5つ目は第三セクターの見直しについて、6つ目は経費節減等の財政効果についての以上6項目を中心としたおおむね5年間の具体的な取り組みを明示した計画集中改革プランを今年度内に策定、公表することが示されております。

本市におきましても、この指針を受けまして行政改革大綱及び実施計画、集中改革プランの策定に必要な行政診断等の業務をコンサルタントに委託するべく必要経費等の補正予算を今議会に提案しておるところでございます。

フォローアップにつきましてでございますが、実効性のある大綱を策定することはもとよりでございますが、策定後は集中改革プランや改革の進捗状況についてフォローアップを実施し、不断の行政改革の推進を図りたいと考えておりますので、議員さん各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、人事交流についてお触れになりましたが、この点についてでございます。

合併に際しまして、支所につきましては本庁において処理する事務を除き、その区域の住民サービスが適切に提供できる総合的な出先機関とし、課を設置し、相当数の職員を配置するとの整備方針に基づき、調整が進められてまいりました。

職員配置につきましては、本年1月の合併と同時に、各支所から計35名の職員が本庁に異動

し、4月の定期異動では5名の職員を本庁から支所に、支所から本庁に10名を異動いたしました。その際、本庁に移管できる事務については、その内容や各支所の状況等を考慮しながら、できるだけ本庁に統合し、支所において急激な住民サービスの低下を招くことのないよう配慮しておるところでございます。

具体的な例で申し上げますと、財政関係事務は一括して本庁の財政課で担当してまいります。国・県などへの各種調査報告、補助金申請事務や関係機関との調整といった総合窓口事務等については、一括して本庁の関係各課が担当しております。

また、介護保険認定審査会の事務や税金の賦課事務などは、すべての事務を本庁で処理することが効率的なではありますが、職員の配置や住民対応を考慮し、支所にも事務の一部を残しておるところでございます。

現在はまだ合併後、間もないことから、必ずしも現在の支所組織、人員配置等が最良の方法とは考えておりません。それらのことから、本年4月に行政改革推進課を設置したところでありまして、組織の見直し、また本庁と支所の事務分担のあり方等について、検討を進めなければならないと考えております。したがって、人事交流につきましては、その検討の進捗や支所の運営状況等の見きわめを進める中で、あわせて慎重に検討していきたいと考えております。

今後におきましても、議員の皆様を初め、地域住民の御意見を拝聴しながら、適正な行政組織の設置に配慮していかなければならないと考えておる次第でございます。

以上、基本的な2点についてお答え申し上げます。あと助役以下で答弁をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○首藤馨助役 議長

○田中堅太郎議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 宮本議員さん御質問の事務の簡素化について、先ほど市長が説明いたしました以外の細部について、お答えをさせていただきますと思います。

市長が申しましたとおり、事務事業につきましても、組織機構につきましても、現時点の体制がベストであるとは考えておらないところでございます。議員御指摘のとおり、行政改革を推進する上で、事務の簡素化は避けて通れない行政課題であると認識しておりまして、その見直しにつきましては、未調整の事業はもちろんのこと、調整済みの事業につきましても今後改めて検討を加えまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

組織の見直しについてでございますが、例えば合併時の事務組織、機構につきましては、合併協議会で確認されております新市における事務組織及び機構の整備基本方針と、及び個別整備方針に基づきまして、組織の整備と職員配置を行いまして、市民サービスが低下しないよう努めているところでございます。

また、ことし4月1日の機構改革につきましても、合併後間もないとはいえ、各支所の会計課を廃止いたしました。助役直属であった危機管理室を総務部に所管がえをいたしました。合併協議会での確認事項である常に事務組織及び機構を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るという方針に従った機構の改革を行ったところでございます。今後も簡素で効率的な組織になるよう不断の見直しに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

御質問の本庁、支所間の決裁についてでございますが、現在本庁と支所間の文書につきましては、支所管内に居住する本庁勤務の職員に通勤を利用いたしまして、1日1便の配送をしておるところでございます。その支所便で合い議先が多い起案文書、本庁に回した場合など、決裁が完了するまでに長時間の時間がかかるとい

うようなことがあるわけでございます。急を要する場合、重要な案件、これらにつきましては職員が直接起案文書を決裁者に説明をいたしまして、決裁を受ける、いわゆる持ち回り決裁をすることになるわけでございますが、職員が決裁のために時間を拘束されるということはあるわけでございますが、決裁というものが市の意思を決定する重要な行為でありますので、一概にむだとは言えないのではなからうかというふうに考えておるところでございます。

また、電子決裁につきましてでございますが、この導入につきましては合併時の導入を検討した経緯がございますが、4市町村の電算システムを統合することが第一の目的でございます。新たな業務である電子決裁システムにつきましては、合併後に改めて協議することといたしておるところでございます。

この電子決裁につきましては、庁内LANを利用してパソコン上で決裁をするわけでございますが、文書の発送や持ち回りの手間が省ける一方で、添付資料が多い場合、それから図面などの場合、あるいは財務会計の請求書のように原本を必要とするものなど、電子決裁にそぐわない文書もあるわけございまして、メリット・デメリットを十分に把握いたしまして、また先進自治体の状況なども研究いたしまして、導入の是非を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○小島健市企画財政部長 議長

○田中堅太郎議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、市町村合併におけます各種事務事業の調整状況、それと取り組み体制についてお答えをいたします。

まず、事務事業の細部調整につきましては、合併協議における調整方針を踏まえながら、分科会、専門部会また幹事会、市町村長会で調整を行ってまいりました。その調整内容を申し上

げますと、いつまでに調整を行うのかという時期の問題、それとか年度ごとの調整の事務手順、さらには年間経費等の比較を行うなど、必要事項を整理いたしました事務事業の細部調整調書を作成をいたしております。

その細部調整調書の中身といたしましては、市民税の税率や納期、使用料や手数料など、合併時まで調整が完了しているもの、また調整方針は決定しておりますが、幼稚園とか保育所の保育料などのように合併後3年とか5年とかの期間で段階的に統一をしていくもの、それと旧市町村独自のもので地域性、実情などに配慮いたしまして、地域限定の形で一定期間その制度を継続し、残していくもの、さらに区長会や自治会などのように合併後において調査研究を行いまして、調整を順次行っていくものなどとなっております。

このように調整が既に済んでいるもの、今後調整を必要とするものなど、さまざまな内容になっておる現状でございます。この事務事業の調整につきましては、4市町村が合併するまでの間は、合併協議会の専門部会と分科会を中心に検討を進めてまいりましたが、合併後の調整にゆだねられました事務事業につきましては、それぞれの事務事業を担当いたします課において、その各係の所掌事務の一環として、引き続き具体的な調整を行うことにいたしております。

調整を行ってまいりました約1,140項目の各種事務事業について一元化調書を作成してまいりましたが、そのうち必要となります細部調整の状況を申し上げますと、今年2月に約270項目の細部調整調書について、それぞれ事務担当課ごとに振り分けを行いまして、各課にこれを引き継ぎをいたしております。現在、各担当課では調書を確認をいたしまして、調整方針に沿った業務の執行とともに、さらに細部の調整が必要となるものにつきましては、順次調整検討を進めている状況でございます。

このように今後は事務事業を担当する課におきまして調整を行うとともに、制度の改正とか予算などの必要な措置を講じていくことにいたしておりますが、全庁的な調整状況も把握、点検を行う必要がございます。各年度ごとに確認をしてまいりたいと考えております。

このように、これら事務事業の最終調整に当たりましては、庁内の各課での必要とする情報を共有し、行財政の効率化を基本としながらも、急激なサービスの低下を招かないよう速やかにまたしかも慎重に対応を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

(16番宮本増憲議員「ありません」と呼ぶ)

次に、岩田忠義議員の発言を許します。

○3番岩田忠義議員 議長

○田中堅太郎議長 岩田忠義議員

〔3番 岩田忠義議員 登壇〕

○3番岩田忠義議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、通告しておりました3点についてお伺いをいたします。

まず初めに、中山間地域等直接支払制度についてお伺いいたします。

この制度の趣旨は申し上げるまでもなく、中山間地域の農業、農村が有する多面的機能によって多くの住民の生命と財産と豊かな暮らしが守られております。しかしながら、中山間地域等では高齢化が進展する中で、平地に比べ自然的、経済的、社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、食料・農業・農村基本法において、国は中山間地域等においては適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農

業の生産条件に関する不利を補正するための施策を講ずるものとすると言われております。多面的機能が低下しないよう耕作放棄地を防止し、担い手の育成等による農業生産の維持を図るため、この制度ができたと言われております。

この制度も既に5年が経過し、引き続き新たな対策の概要が先日発表されました。1期目の市町村の活用状況を見てみますと、5年間の合計で集落協定数が新大洲市で94集落、面積が617.6ヘクタール、金額9,458万4,044円となっております。引き続き新大洲市においてもこの事業に取り組まれるようではありますが、新たな対策では支払い条件が厳しくなったようであります。6月議会に提出されました17年度中山間地域等直接支払推進事業では、集落協定数が91集落、面積618.5ヘクタール、交付金の金額9,458万円、プラスの委託料、これは長浜町の委託料ですが、191万1,000円、トータルの9,649万1,000円の補正予算となっております。通常単価で計算されておりますので、ミニマム単価の必須要件プラス選択の必須要件のAまたはBを選択することになります。集落によってケース・バイ・ケースでの取り組みになることはもちろんであります。計画どおり進めるとすれば、大洲市としても十分な指導が必要ではなかろうかと考えます。中山間地域ならではの制度でありますので、より積極的に取り組むべきだと思うのであります。この制度について、大洲市としてどう対応されるのか、お尋ねいたします。

2点目に地域審議会についてお伺いいたします。

地域審議会は、行政区域の拡大により、住民と行政の距離が大きくなることによって、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという意見があり、そのことが合併の阻害要因にもなっていたわけです。

このことに対応して、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法と

して、平成11年の改正により、この制度が設けられました。主な任務として、市長の諮問に応じ、建設計画の執行状況や変更等について審議し、答申するとともに、必要に応じ、市長に意見を述べることのできる機関であり、既に新大洲市におきましても旧市町村単位での設置が決定され、委員は15名、任期は2年間、設置期間は合併の日から10年間、平成27年3月31日までとなっております。

本年1月11日、新市がスタートし、5カ月が経過いたしました。懸念されておりました地域間格差の問題、住民の意見の施策への反映やきめ細やかなサービスの提供、関係市町村間の行政サービスの格差の問題等、いろいろな問題が以前にも増して不安が募ってきているように思います。新市建設計画が計画どおり実行できるのか、この地域審議会に期待するところは大きいものがあります。6月補正で予算化されているわけですが、地域審議会設置の時期及び委員の選任については、どのような考えに基づいて選ばれるのかをお尋ねいたします。

最後に、河川の浄化についてお伺いいたします。

平成7年7月の洪水被害のように、たび重なる水害と、近年の河川環境の悪化、ダム環境改善などが課題となっております。現在、国土交通省四国整備局及び県では、肱川の安全安心の確保と清流の復活を目標に、肱川の水系河川整備計画が策定され、山鳥坂ダムの建設、鹿野川ダムの改造及び下流域の堤防整備を柱に計画されているが、ダム湖の水質保全対策を初めとして、肱川流域の課題解消策が網羅されており、高く評価しているところであります。

旧肱川町では、平成14年3月20日に肱川町肱川清流保全条例を公布し、美しく豊かな肱川を保全するため、町、町民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、河川の浄化と河川環境の保全を図ることを目的として、河川の浄化に取り組んでいるところであります。



野村ダム及び鹿野川ダムのアオコの問題は、御承知のことと思います。平成14年夏、上浦町長が来庁された折、ダムのアオコを見られ、EM有用微生物群のことを紹介されました。その後、EM普及事業プロジェクトチームを結成し、肱川町でもEM活性液を使って水質浄化の対策に取り組んでいるところであります。ダムを抱えている町ならではの事業であると高く評価しております。

大谷地区をモデルに選定されて、平成14年度にEM培養施設が設置され、平成15年4月より製造開始をしております。そこでEM活性液の試験使用してから現在までの経過並びに普及活動についてお尋ねをいたします。EM活性培養液は、畜産農家、小学校を初め、地区内外を問わず、多くの方に使用していただけるよう無料提供して、河川の浄化に役立てておられるわけですが、すぐに効果のわかる事業ではありません。肱川町はもとより、大洲市としては全域に拡大して、河川の浄化と河川環境の保全のために取り組むべきと考えますが、新市としてはどう考えておられるか、御所見をお伺いいたします。

以上、3点についてよろしくお願いします。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、岩田議員さんお尋ねの3点につきまして、私の方から地域審議会について御答弁をさせていただきます。

地域審議会につきましては、合併協議会において旧市町村単位に設置することとしており、その委員は先ほどお話もございましたとおり、15人以内をもって組織し、公共的団体の役職員等、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱することが確認されております。

また、委員の選任手順につきましては、合併4市町村長の協議において、地域審議会担当部長が候補者を調整し、市長が選任することにな

っておりますが、長浜、肱川、河辺の各地域審議会につきましては、地域の実情を踏まえ、各支所の支所長が候補者を推薦することとなっております。

なお、公共的団体の役職員や学識経験者等の選考に当たっては、その活動分野にも配慮するものとし、一律的でマンネリ化とならないように地域性にも十分配慮するものとしていこうと現在考えております。

また、2月の就任以来、常々お話をしておりますように、3割以上の女性委員の登用についてを選考の基準に追加いたしまして、選考作業を進めたいとも考えております。

次に、審議会発足の時期に関してでございますが、今議会において関連予算の御議決をいただきましたならば、速やかに委員の選考作業に入りまして、委員を選任し、組織体制を整えてまいりたいと考えております。審議会では新市建設計画の変更や執行状況に関する事項について、市長の諮問に応じて審議をしていただくことになっております。現在、今年度以降3カ年間程度の新市建設計画、登載事業計画、主要事業計画について、8月下旬をめどに取りまとめ調整中でありますので、第1回目の審議会開催時期につきましては、これら作業の状況等も考慮しながら決定してまいりたいと考えております。

また、市内23カ所で開催予定を計画中でございます各地区市政懇談会等の開催計画との調整も必要かと思っておりますが、できるだけ早い適切な時期に開催できるよう計画を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどを何とぞよろしくお願い申し上げる次第でございます。

他の2点につきましては、それぞれ答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○田中堅太郎議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私からは、河川の浄化について、EM菌有用微生物群の活用につきましてお答えをいたします。

水は私たちにとりまして大切なものであり、なくてはならないものでございます。きれいな水は健康によいだけでなく、人の心をいやし、慰める効果もあると言われております。そのためにも水の浄化は重要でございます。特に今世紀は環境の世紀と言われるだけに、市民の皆様が環境問題に寄せる関心は、非常に高くなっております。市民の皆様が健康で穏やかに過ごせるよう市民、事業者、行政が一体となり、環境問題に取り組む必要があると考えております。

河川環境問題の取り組みにつきましては、肱川流域を中心とした3市2町、国及び県により、肱川流域清流保全推進協議会を設置いたしまして、河川の浄化等に関する啓発や水質の保全、改善に関する事業を連携して行っているところでございます。

旧肱川町におきましては、先ほど岩田議員さんが言われましたとおり、鹿野川ダムのアオコ解消対策として、平成14年度からダム上流の大谷地区をモデルとしてEM活性液を使用した水質浄化に取り組んでおります。具体的には一般家庭、畜産農家や学校におきまして、台所、トイレ、下水に使用していただいております。その効果といたしましては、ぬめりが少なくなったり、また下水や排水口の悪臭が減少するなどの効果が上がっていると伺っております。このことによりまして、現在は予子林と中央地区でも使用をしていただいております。

今後におきましては、この取り組みのほか、EM活性液を固形にして川やダム湖に投入するなどの新たな方法も検討してまいりたいと考えております。

当事業につきましては、平成17年度も引き続き実施をしておりますが、今後も意識啓発を行うとともに、順次拡大をしてまいりたいと考えております。御指摘のありましたとおり、すぐ

に効果が出るものではありませんので、継続していくことが大切であると考えております。

今後におきましても、市民の皆様が安心して過ごせるために、肱川流域清流保全推進協議会とも連携を図りながら、河川の浄化と河川環境の保全に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○田中堅太郎議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは中山間地域等直接支払制度についてお答えをいたします。

この制度につきましては、平成12年度に創設をされまして、中山間地域を対象に農地の有する多面的機能の維持、発展を図る目的で5カ年間事業推進を図ってきたところでございますが、平成17年度から21年度までの5カ年間、事業継続となったものでございます。

16年度末現在で大洲市では94集落で集落協定を結びまして、農道や水路の維持管理及び改修、共同機械の購入など、農村の多面的機能の維持向上と耕作放棄地の増加防止目的で事業推進を図ってまいりました。

議員さん御指摘のとおり、17年度からの制度導入につきましては、追加要件が加わっております。農業生産活動体制の整備に向けた強化を行う協定内容が必要となってまいります。前期制度につきましては、国土保全、国土の多面的機能の増進活動などが主な目的となってまいりましたが、今期からは集落での工程表の作成、生産性収益の向上、担い手の育成、それから農用地の集積などの選択的な必須要件が追加となったものでございます。この追加要件を取り入れずに、前期と同様の集落活動をされる場合には、前期の約8割程度の交付金に下がると聞いております。

今後といたしましては、継続をしていただく集落及び新たに参加をしていただく集落に対しまして、今月から各支所、連絡所または個別に集落説明会を実施することといたしております。そこで各関係者と協力を得ながら、積極的な普及活動に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、追加をされました追加要件等につきましては、今後の集落説明会におきまして各集落の実情が違うと思いますので、その活動状況を十分に把握をいたしまして、各集落へ不利益が生じないように事業推進に努めてまいりたいと考えております。関係各位の御協力、御理解をお願い申し上げまして、御答弁とさせていただきます。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

(3番岩田忠義議員「以上で終わります」と呼ぶ)

次に、叶岡廣志議員の発言を許します。

○25番叶岡廣志議員 議長

○田中堅太郎議長 叶岡廣志議員

[25番 叶岡廣志議員 登壇]

○25番叶岡廣志議員 議長のお許しを得ましたので、2点について御質問をいたします。

肱川下流域の治水対策について、肱川の河川整備は昭和19年度に着工以来、61年が経過しています。いまだに15分の1と非常に低い状況にあります。このことから、昨年相次いで訪れた台風、特に台風16号の洪水では、肱川流域で甚大な被害をこうむり、旧長浜町内においても浸水した状況を目の当たりにし、肱川の治水対策がいかにおくれているかを痛感した次第でございます。肱川流域では昨年のような洪水の被害をこうむっており、今年も昨年のような洪水が起こるのではないかと不安でなりません。

また、本年1月11日に1市2町1村が合併し、新大洲市となりましたが、新大洲市の将来像を実現するための基本目標の一つである「快適、きらめくまちづくり」を実現し、南予の中

核都市として発展していくためには、昨年5月に国土交通省四国整備局並びに愛媛県が策定した肱川水系河川整備計画を一日も早く完成させ、治水安全度の向上を図ることが非常に重要であると考えております。

しかし、策定された肱川水系河川整備計画は、中・上流域の整備に伴う下流域への影響を考慮し、東大洲地区の越流堤設置箇所等のかさ上げは、下流域の整備後となっており、肱川流域では治水安全度が長期間15分の1の状態のままで、旧大洲市街を含む中流域では、昨年のような洪水に再度襲われる危険性は非常に高いものと考えております。

このため、下流域の早期整備が肱川流域全体の治水安全度の向上につながるものと思われませんが、河口付近は家屋が密集し、工事に伴い兩岸数十件の建物移転が生ずることが予想されます。

そこで市長にお伺いをいたします。移転対象者となられる方々が安心して工事に協力していただくためには、移転先の確保が不可欠であると考えております。移転先の確保はできるのでしょうか。

また、移転対象者の中には年老いた方も多く、親身になって対応することが肝要と考えております。どのような取り組みをされるのか、お伺いをいたします。

次に、大洲市土地開発公社並びに大洲住宅協会についてお伺いをいたします。

大洲市土地開発公社についてお伺いをいたします。同公社が事業化の見通しが立たないまま保有している土地、2005年3月末現在43.5ヘクタール、簿価にして45億9,000万円ほどになると言われておりますが、そのうち18年前に大洲農高畜産実習園地の移転先として購入されましたが、畜産科の廃止により事業化されず、その後、いろいろと計画されたようですが、事業化までに至っておらず、当初39.7ヘクタールを5億6,000万円で取得した土地が、金利、諸経費

など7億円、市道整備7億3,000万円、それに加えると19億円になるこの土地を大洲市が買い上げ、土地開発公社の金利負担を軽減し、経営健全化対策を図ると提示されました。市長の御英断に敬意をあらわすものであります。しかしながら、開発公社が所有している残りの土地4.2ヘクタール、金額にして25億9,000万円について処理案が示されておられません。どこにどのような土地があり、今後どのように処理されるのかお伺いをいたすものであります。

次に、大洲住宅協会についてお伺いをいたします。同協会が保有されておる土地が市内各所にあると聞いております。面積までは把握しておりませんが、金額にして8億円と聞いております。長年放置されている土地、地形的に処理がたい土地があると思いますが、今後どのような計画を立てられるのか、お伺いをいたします。

以上、私の質問をこれで終わりたいと思います。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの叶岡議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、肱川下流域の治水対策についてでございますが、肱川の直轄区間における河川整備率は平成17年3月末現在約61%となっております。しかし、下流域には無堤地区が多く、流域では6カ所が暫定堤防となっており、肱川の治水安全度はいまだ約15分の1と非常に低い状況下にあります。

このため、去年の台風16号による洪水では、菅田地区を初め、久米川沿いでは平成7年7月の洪水を上回る洪水被害をこうむり、下流域の長浜地区においても住宅が浸水してしまったのであります。肱川流域では毎年のように洪水の被害を受けておりまして、地域住民が一日も早く安全で安心して生活できるとともに、新生大

洲市が南予の中核都市として発展し、快適きらめくまちづくりを実現するためにも、お話にもありましたとおり治水安全度の早期向上が不可欠なところとなってきております。

このことから、国土交通省四国地方整備局及び愛媛県においては、昨年5月13日に肱川水系河川整備計画を策定し、今後約30年かけて戦後最大でありました昭和20年洪水のピーク流量毎秒5,000トンと同規模の洪水に対応できるよう積極的に取り組んでいただいております。計画では中流域の整備に伴う下流域への影響を考慮し、下流域の整備を優先して実施することとしておられます。

しかし、御指摘のとおり下流、特に河口付近の両岸には住宅が大変密集しておりまして、河川改修工事に伴い、多くの家屋移転が発生することが予想されます。実施に当たりましては、当然移転先地の確保が必要となる見込みであります。移転となる家屋が現在確定していませんことから、市独自の代替移転地の確保は十分にまだできておらないのが実態でございます。今後、移転対象家屋が確定し次第、意向調査等を十分実施いたしまして、関係者の御希望に沿えるような移転地の確保に努めてまいりたいと考えております。

旧大洲市へ目を向けていただけましたなら、土地につきましては十分準備できるかと思いますので、移転先地の候補の選択肢にぜひ加えていただいて、今後検討していきたいというふうにも思っております。

なお、関係者の中には大変御高齢者だけの世帯も多くおられますので、移転に伴う心労等、大変御苦労、御迷惑をおかけすることになると思います。きめの細かい対応に努めまして、安心して事業に協力していただける環境づくりを市全体で取り組む所存であります。叶岡議員さんにおかれましても、御指摘の点、この点特に意を注いで対処してまいりたいと思っておりますので、ぜひとも御協力をお願いしたいと思

ます。

最後に、肱川流域住民の皆様が一日も早く、安全で安心して生活できますよう国・県等関係機関と力を合わせ、治水安全度の向上に努めてまいりますので、各位におかれましても御協力をぜひいただきますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

あとの問題につきましては、助役の方から答弁をさせていただきます。

○首藤馨助役 議長

○田中堅太郎議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 叶岡議員さん御質問中、大洲市土地開発公社並びに大洲住宅協会の用地の計画につきましてお答えをさせていただきます。

土地開発公社が保有しております資産は、平成16年度末で阿蔵・高山用地を除きまして19団地、面積で約4.2ヘクタール、簿価で約25億9,000万円となっておりますところでございます。そのうち5年以上保有している用地は10団地、面積で約2.1ヘクタール、簿価で約13億6,000万円となっておりますところでございます。

主な用地といたしましては、市の先行取得依頼によります公有用地でありまして、現在ポコペン横丁として利用されております旧沖本倉庫跡地、また城山にある天守閣復元用地等があります。

また、造成地といたしましては、現在国土交通省の仮庁舎が建っております嵩富川交換用地や、現在分譲中の富士ニュータウン等があるわけでございます。

5年未満の用地といたしましては、東大洲の東若宮土地区画整理事業の保留地、ふれあいパーク事業用地、これや旧長浜町土地開発公社から譲渡を受けました長浜新地代替用地、これら含めまして9団地、面積で約2.1ヘクタール、簿価で約12億3,000万円となるわけでございます。このうち、今議会の6月補正予算で買い取りしていただく予定地が3用地ありまして、約

3億2,500万円でございます。

議員御質問の残りの今後の処理についてでございますが、現在不動産鑑定事務所2社に現地を確認させておりまして、全資産について適正価格、処理方法、処理時期等について意見をいただくよう依頼をしておるところでございます。この意見書が出ましたら、二、三年の短期間で処分可能な用地につきましては、一般分譲等により速やかな処分を図りたいと考えておるところでございます。

なお、用途が決まらず長期化するおそれのある用地及び適正価格での処分による簿価欠損額につきましては、健全化対策による利子補てん、または市による買い取りをしていただきたいと考えておるところでございます。

住宅協会の資産につきましては、長期保有している土地がほとんどでございまして、7団地、面積で約1.4ヘクタール、簿価で約8億7,000万円となっておりますわけでございます。そのうち城山用地につきましては、城山公園整備事業により、市が取得するよう今議会において予算を計上しておるところでございます。

住宅協会につきましても、開発公社同様、短期に処分可能な用地につきましては、適正な価格を設定し、早急に処分を進めたいと考えておるところでございます。

また、長期化する用地及び適正な単価設定により簿価が残ります用地につきましては、経営健全化計画を立てまして、市による財政支援を図っていききたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、処分可能な単価での処分を進めてまいりますと、簿価残が生じてまいります。また、独自での処分が不可能な土地もございますので、阿蔵・高山用地のように、市による買い取りも含めた経営健全化計画などによりまして、公社、協会の抜本的な経営改善に努めてまいりたいと考えておるところでございますので、御理解と御協力をお願いいた

します。

以上、お答えいたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

(25番叶岡廣志議員「ありません」と呼ぶ)

次に、吉岡猛議員の発言を許します。

○37番吉岡猛議員 議長

○田中堅太郎議長 吉岡猛議員

〔37番 吉岡猛議員 登壇〕

○37番吉岡猛議員 三位一体改革、地方分権の声は平成の大合併を生み、地方自治体は生き残りをかけ、住民と行政は一体感をもって新しい大洲市を築いていかなければなりません。特例による議員任期も、特別委員会において審議されています。市民の皆様からも早期解散を求める陳情書も提出され、関心も高く、今議会において結論は出すべきと考えます。

通告に基づいて質問を行ってまいりたいと思います。理事者の誠意ある答弁を期待いたします。

初めに、大森市長は厳しい三つどもえの市長選挙で四役の報酬10%カットを公約され、3月議会において実現されました。改革の芽を大きく育てていただきたいと思います。市長の市政への基本的姿勢について伺いをいたします。新しい大洲市が誕生し、5カ月余りたちました。3月議会の骨格予算に肉づけされた補正予算が提出され、大森市長の選挙での公約、カラーがにじみ出ています。合併による市債残高373億円、公債費比率20%を超え、新しい大洲市づくりは厳しい環境にはありますが、最少の経費で最大の効果を上げなければなりません。少子・高齢化、核家族化により家族関係、親子の関係などきずなの希薄化、または切れていることが多発する事故、事件を生んでいると言われています。合併した5万2,000人余の市民が認め合い、支え合って心と心のきずなを深め、新しい大洲市を建設していかなければならないと思いますが、お考えをお伺いいたしま

す。

行政改革についてお尋ねをいたします。

現在小さな政府を目指し、地方自治体での権限移譲を行うべき三位一体の改革が進められているところであります。しかし、権限ありて財源なしとやゆされるなど、その中身は税財源の乏しい地方都市にあっては、命とも言える普通交付税の財源補償機能の縮小が論議されるとともに、所得税を中心とした国税の地方税への振りかえもいまだ進んでおらず、大洲市のみならず、全国の地方自治体にとっては極めて厳しい環境にあります。

このような情勢下、大森市長は選挙公約の中で財政再建を公約の一つに上げられ、早速行政改革推進課を設置されるなど、前向きな姿勢を示されました。しかし、仏つくって魂入れずということわざがありますが、課を新設したり、特別職報酬の一部カットをただけで問題が解決するものではありません。今、行政改革は待ったなしの状況にあります。市長はどのような決意をもって取り組んでいかれるお考えか、伺いをいたします。

自主防災組織について伺いをいたします。

災害は忘れたころにやってくると思っていましたが、去年は台風、地震など自然災害が多発し、未曾有の被害をもたらしました。テロの発生も危険度を増し、危機管理室が設置されました。今後30年以内に芸予、東南海地震が発生すると予想されています。新市としての洪水ハザードマップ、中越地震を教訓とした山間地域の地震対策、津波対策など、新市の防災計画など、作成は緊急の課題です。いざ災害が発生した時に初期の救援、救助活動ができることであります。そのためには自主防災組織が地域に設立されていることであります。新市での取り組みについて、整備方針についてもお伺いしたいと思います。

災害が大規模で広範囲に及んだ場合、自主防災組織、一地方自治体の力では救援救助活動に

は限界があり、民間企業、団体などの連携は必要と考えますが、お伺いをいたします。

公共下水道事業についてお伺いをいたします。

長引く景気低迷で市民の生活は厳しいものがあります。しかし、母なる川肱川をよりよい環境で後世へつなげていかなければなりません。平成10年度から肱北処理区の整備が着工され、平成20年には一部供用開始が予定されております。若宮、東大洲地区の面整備に向けて、測量も開始されました。肱南処理区での工事の経験を生かされ、着工されるものと思いますが、しかし道路幅が狭く、建物も入り組んでおり、難工事も予想されますが、現在までの進捗状況についてお伺いをいたします。

また、肱南処理区での接続状況と肱南処理区で工事をされたときの問題点、それを踏まえての肱北地区への対応についてお尋ねをいたします。肱北処理区での問題点が予測されると思いますけれども、それを踏まえての取り組みについてもお尋ねをいたしたいと思います。あわせて、使用料金の設定は幾らぐらいになるのか、お尋ねをしたいと思います。

個人の接続工事については、市の指定業者になると思いますが、その見積もりについては公平・公正が原則であると考えます。その対応についてお伺いをいたします。工事費用については個人差はあると思いますが、工事費に対する貸付制度についてお考えはないか、お尋ねをいたしたいと思います。

公共下水道にあわせて上水道の石綿配水管の布設がえをされるとお聞きしておりますが、お尋ねをしたいと思います。

次に、農林業についてお伺いをいたします。

初めに、森林の整備復旧についてお伺いをいたします。昨年は相次ぐ台風の襲来によって、森林に大きな被害のつめ跡を残しました。森林は治山治水を初め、多面的な機能を有し、人々の生活に潤いと安らぎをもたらしています。

3月議会において質問があり、旧市町村ごとに被害面積、金額の答弁がありました。今議会にも森林整備復旧予算が提出をされております。復旧には長時間要することは認識しておりますが、梅雨、台風の時期を迎えています。現在までの復旧の状況をお尋ねしたいと思います。

被害箇所によっては二次被害も憂慮されますが、その対応についてもお尋ねをしたいと思います。

その他、行政についてお伺いをいたします。

大洲農業の振興策についてお尋ねをいたします。WTO農業交渉などで、一層の農産物の市場開放を求められ、食糧自給率は6年連続で40%と横ばい、米の消費量は減少するばかりであります。消費者の品質、健康、安全指向にも高齢化、後継者不足など、十分にこたえることができません。農産物の価格低迷による所得の減少で、生活も厳しさを増すばかりです。厳しい制約はありますけれども、中山間地域等直接支払制度が継続されることは、中山間地域の柱になると考えております。今までも21世紀型農業産地育成事業、もち麦生産加工など、創意工夫の事業もありますが、農家を潤すようなものが育っていないのが現実であります。産業として成り立つ農業の育成が急務であると思います。

大森市長も農家出身であり、長年胸に秘めた秘策があれば、育成に御尽力をと思いますが、お伺いをいたします。

済みません、これからがその他市政についてでございます。失礼をいたします。

続きまして、土地開発公社保有地東若宮区画整理事業の保有地の処分についてお伺いをいたします。

土地開発公社保有地の最大の課題は、阿蔵・高山用地であろうかと認識はしております。土地開発公社健全化計画を策定され、解決されることを願います。東若宮の保有地は、区画整理

事業費に充てるべき保有地であります。現在分譲地として売りに出されておりますが、その後の状況について、また処分計画はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

導入施策として教育委員会県情報センター建設用地を確保されておりますが、その進捗状況についてもお伺いをいたします。

県立大洲農業高等学校実習田についてお伺いをいたします。地方拠点都市地域のオズメッセに隣接し、ほぼ中央に位置し、面積は約8,400平米あります。面積が広いだけにこの土地は注目をしています。近くには今議会に予算計上されております都市公園ふれあいパークが着工されます。この土地は県の所有地であり、困難なところもあるかと思いますが、この土地の利用方法によっては、新たな起爆剤になると思いますが、お伺いをいたします。

若宮右岸堤防についてお伺いをいたします。

この堤防は中段を利用し、五郎大橋から市道若宮堤防線が通っております。左岸の五郎は堤防天場を利用し、主要県道長浜中村線が通っております。県の計画によりますと、五郎側の堤防中段を治水を兼ねて拡幅をし、堤防を補強する計画があります。上流には市道平地慶雲寺線が通っており、この市道も浸水するため、かさ上げの計画があると聞いております。それによって五郎大橋下流から防災センターまでの堤防の強度は大丈夫なのか、不安があります。堤防の補強を兼ねて市道の拡幅をされるお考えはないか、お伺いをいたします。

理事者の前向きのお答えを期待し、質問を終わります。ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、吉岡猛議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1つは市長の政治姿勢についてのうち、市政への基本姿勢についてでございます

が、周辺地域とのきずなをどう育てていくのか、一体感をどう醸成していくのかについてお答えをまずいたします。

さきの3月議会において後藤議員の御質問にお答えいたしましたように、それぞれの地域の特色を生かし、個性豊かでバランスのとれた肱川流域全体の活性化を図るために、市民のより多くの皆様の声を大きな耳で聞き、市民の目線に立つこと、そして各地域に気配りをする、それが私のまちづくりへの基本的な姿勢であります。

就任以来、私の市政に対する考えをまずは職員に伝えなければならないとの思いから、各支所を訪れまして訓示をいたしました。先月末には長浜沖の青島の視察もさせていただきました。2カ月に1度ぐらいはそのような地域、地域に足を運ぶことを継続して、そこで職員の提言を受け、あるいは住民の皆様方の要望等を直接私の耳にお聞かせいただきながら、それぞれの地域の皆様が抱えておられます悩み、課題などの把握に努め、得られたことは許される限り、市政に反映させてまいりたいと考えております。

地域間においては、住民同士がよい意味でお互いに刺激し合い、また高め合いながら、我が郷土のまちづくりを考え、実践することが重要であると考えますが、合併後まだ半年余りの現時点では地域間格差、不公平感あるいは意見の食い違いなどもまだまだ多く残されているものと認識をしております。そういったことの解消のために、住民と住民、住民と行政とがまさに認め合い、支え合いの精神を発揮できるようなイベント等の開催、そういった環境づくりにも配慮しなければならないと考えております。

船出に例えますならば、今はまだ追い風の無い中を港を出たばかりでございます。一気にというわけにはまいらぬと思いますが、今後新たな総合計画の策定を進めます中で、先ほど御答弁申し上げましたように、地域審議会の御意見



などを十分に拝聴しながら、真の地域社会の実現を目指してまいり所存でございます。

なお、特別職報酬10%カットの問題、それから行財政推進課の機能の問題について特にお触れになりましたが、言われて当然でございます。仏つくりて魂を入れず、何もなりません。私は今までだれも実施し得なかった10%カットを実施し、また議会の皆様にもお認めをいただき、そしてそれが実行できたということに価値があるというふうに判断をしております。

私は、次なる段階は、議員さん方のひとつ姿勢もまた英断をもってお取り運びをしていただけますならば、私が頭で描いております第2弾、それから行政改革推進課につきましては日がまだ浅うございます。すぐできることは限られております。しかし、私は具体的に申しますならば、1つ指示をしておりますが、皆様方の選挙もそう遠くない時期にあらうかと思えます。何ぼ遅くても10月までにはあるわけでございますが、どうもいろいろ調べてみますと、職員の皆さんの手当は一般のお願いをしてやってもらっとる市民の皆様の手当と比べて非常に差があるんじゃないかということをかねがね認識をしておりました。今回はちょうどいい時期でございまして、その調整についてはもう少し検討をしてみろという指示を総務部長の方へしておるところでございまして、もう私は限られた予算の中でやっていく上では、そういうかねがね巷間聞いておることについてはどんどん改善をしていく、それから、これから時間が若干ございますので、平成18年度の当初予算までにはそういうものを全部洗い出しまして、そしてそういうものを、あ、これはこういうふうにするんかということを市民の皆様にわかりよい形でお示しをしたいと。そして、平成18年度は新たな気持ちでスタートを切りたいというふうに思っておるところでございます。もちろん第3弾でございます職員の給与カット、これも視野に入れての話でございます。

以上、そのように魂は十分吉岡議員さん、入れる考えでございますので、今度は私が吉岡議員さんの姿勢も見せていただきますので、どうぞ頑張ってください。御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

それから、もう一つは大変褒められたような内容でございましたが、農業の問題でございまして。大変これは難しい問題だというふうに認識をしております。このたびの合併によりまして、新市は地域が拡大をいたしました。肱川を中心として山間部から、比較的温暖な瀬戸内海沿岸へと、地域営農条件の違う地形、気象条件となっておりまして。今回初めてミカンの問題等も取り組まさせていただいたところでございます。

議員御質問の付加価値の高い新しい振興策、アイデアはないのかという御質問でございましたが、国においては3月に食料・農業・農村基本計画の見直し、またJA愛媛たいきにおいて、現在農業振興計画見直しのための検討が慎重に行われておりまして、完了次第、市においても振興計画の見直しを改めて見直しをすることにしておる次第でございます。

市といたしましては、合併前の旧市町村でそれぞれ特色がある地域農業の振興を図っており、今後は旧市町村単位の基本計画をベースに、国・県、JAの各種基本計画と整合性を図りながら、新たな振興策を講じてまいりたいと考えております。

また、付加価値の高い農作物等品目については、県農政普及課、JA等関係機関の協力を得ながら先進地視察、実証事業等検討を重ねてきておりますが、地域の営農条件に合った新品種の開発にはこれといって至っていないのが現状でございます。合併に伴いまして地域が拡大をいたしました。特色のある地域農業振興のため、新しい農法、品種の改良等を含め、今後の検討課題とし、さらに自然的条件及び土地環境に合った優良品目、品種への転換、オリジナル

ブランドの育成及び販路の確立等、画期的な振興対策を模索しながら、新たな大洲農業の振興を今後図っていきたいと思っておる次第でございます。

以上2点、私から御答弁申し上げ、後の問題はそれぞれの担当の者から重々御答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○田中堅太郎議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは公共下水道についてと、それからその他市政の3点について、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、公共下水道のうち肱北地区の進捗状況について御質問がございました。肱北処理区の公共下水道につきましては、平成10年度にJR大洲駅を中心といたしました市街地と付近の住宅地の区域合わせまして97.7ヘクタールの事業認可を受けまして、現在事業を進めておるところでございます。

そこで、平成17年3月末現在でございますが、まず污水管渠は約5,200メートル布設完了いたしまして、全体の中では約20%に達してございます。

次に、面整備につきましても、街路若宮東大洲線を中心に約4ヘクタール整備を完了しておりますので、その整備率は約4%になるわけでございます。これから本格的に面整備工事を着手していくことになるわけでございますが、工事に際しましては先ほど言われましたように、肱南処理区でいろいろ体験しましたことを十分に考えまして、まず環境調査ですとか地質調査及び地下埋設調査などを十分に行いまして、工事による周辺への影響などを十分配慮しながら事業を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、平成15年度から着手をしております肱北浄化センターにつきましても、現在進捗

率は約13%となっております、今のところ、順調に進捗をしている状況でございます。先ほども言われましたが、平成20年度には一部区域の供用開始を行いたい、このように考えているところでございます。その際、下水道工事の施工時に上水道の配水管及び給水管が当たる場合はどうするんだという御質問がございましたが、その場合は仮配管等をまず行いまして、その本管後に本管をまた布設をすると、こういう形で進めたいと思っております。石綿管は御存じのようになかなか使い勝手が悪うございますので、かえさせていただくことになろうかなあとは考えております。

次に、肱南地区の接続状況について御質問がございました。肱南処理区につきましては、平成7年度から供用開始を行っておりまして、一生懸命水洗化率の向上に努めてまいったわけですが、本年3月末の水洗化率は80.5%となっております。今後も引き続きまいりいろんな広報などによりまして、啓発方をいたしまして、水洗化率の向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、使用料金の設定についての御質問がございました。この使用料金の設定についてでございますが、まず公共下水道事業では雨水は公費、污水は私費の原則というのがございまして、雨水処理原価は自治体が負担をし、污水处理原価につきましては使用料収入によりその回収に努めるべきとされております。しかしながら、実態では料金収納だけでは賄えない污水处理費がございまして、そういったものにつきましては自治体が負担をしているのが現状となっております。

肱南処理区の公共下水道使用料についてでございますが、平成16年度の決算では1世帯当たりが月額平均使用料が約2,500円となっております。そういう中で今後の肱北処理区の公共下水道使用料についてでございますが、現在工

事中でございます。そういうことでございますので、汚水処理原価の算出が困難でございますので、いまだ算定は行っておりません。ですが、これから先ほど申し上げました水洗化率向上も図れるように、それから肱南処理区との均衡ある下水道料金の設定を考えていかなければならないんじゃないか、このように考えている次第でございます。

それから、個人分の工事費の見積もりとか、貸付金制度について御質問がございました。先ほど申しましたように、公共下水道が整備をされますと、その污水管に接続をしていただく宅地内の排水設備工事が必要になってまいります。排水設備に要する工事費につきましては、先ほど議員さんも御指摘ありましたが、宅地の規模ですとか密集度、それからその位置する周囲の状況などによりまして大きく左右されますので、一概に宅地内の排水設備工事金額を一定に決めるというのはとても困難であるということとは御理解をいただけるかと存じます。

また、肱北処理区につきましても、肱南処理区同様に大洲市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規定というのがございますので、それを積極的に利用の推進を図ってまいりまして、水洗化に要する費用の軽減と水洗化率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、その他市政3点ばかりございました。

まず、東若宮区画整理の保留地分の処理についてでございますが、この用地につきましては御存じのように、東若宮地区の土地区画整理組合が事業を実施いたしました、事業費の一部を賄うために保有している土地を開発公社が取得をいたしまして、平成16年12月から分譲処分を行っているところでございます。この地区は準工業地区と指定をされておりますので、まず地元企業及び先端技術企業の育成や誘致を図っていくと同時に、事業所併用の住宅といったような大画地での処分をまず計画をいたしまして

推進をしてまいりました。しかし、現在の分譲状況は平成17年5月末現在で計画をいたしました21区画のうち、1区画の分譲しかできませんでした。これは御存じのような今景気の冷え込みと、昨年の水害の影響などもあるんでございましょうが、ちょっと問題であると考えております。

そこで、今後の方針でございますが、区画割りを大画地と、それともう一つは個人向けの住宅地を踏まえた小区画に分けまして、分譲計画の見直しを行いたい。そして、そのときにはその近隣の民間分譲単価などを考慮いたしまして、単価の見直しについても視野に入れて検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

そこで、先ほど議員さんのお話の中に教育事務所等の建設計画はどうなってるんかという話がございました。その計画の用地の中に一部保留地がございますので、私どもといたしましてはぜひ進捗をしていただきたいと、こう願っておる次第であります。

そこで、この処分の周知方法といいますか、そういうことにつきましては、新聞紙面掲載はもちろんのこと、新聞折り込みとか広報「おおず」、開発公社のホームページなどに掲載をいたしまして、さらにPRの強化を図りまして、市内はもちろんでございますが、県内にまで広めまして早期処分に努めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと、このように思っております。

それから、県立大洲農高の学校実習田について御質問ございました。ふれあいパークとの関連についてのお話がありましたが、ちょっとふれあいパークと一緒に考えるというのは少し難しいんじゃないかと個人的には考えておりますが、これにつきましては議員さん御指摘のように、大洲農高の用地というのは東大洲の圃場整備の基盤整備後に水稻作の実習圃場といたしまして、約8,000平米ありまして、現在のところ

ろ、この周辺は御存じのように都市化が進んでまいりまして、四方を宅地と国道に囲まれまして、実習田としては環境条件が大変よくない、よくなってきている、そういう状況であるかと存じます。この用地につきましては、昔旧大洲農協が事業いたしましたオズメッセの開発計画にあわせまして造成計画を行い、平成10年になりますが、非公式ではございますが、愛媛県へ譲渡していただく旨の協議を行った経緯がございます。その当時の県からの回答といたしましては、当該用地は教育財産でございますので、農高が圃場として活用している限りは、譲渡はできない、それから民間企業等も含めて県有地を譲渡した例がないなどの理由によりまして、用地確保はできなかった経緯がございます。

市といたしましても、当該地区は拠点都市整備地区に指定をしておりますので、何とか地域の活性化と整備促進を図るために、図上ではございますが、長期計画を行ってはおります。計画といたしましては、場所が場所でございますので、農産物の直売所などの物産センター建設を位置づけているんでございますが、現在の財政状況を考えますと、事業実施は大変厳しい状況にある、そう申し上げるしかないかと考えます。

また一方、当該用地は愛媛たいき農協さんがオズメッセ整備計画の残事業として位置づけられてもおられるようでございますので、その用地取得が可能であれば、農協さんの事業として開発されることも一つの方法かなあと考えるわけであります。いずれにいたしましても、大洲市といたしましてはそういう開発も含めて、東大洲の拠点地区の活性化になるように、これから県、農協の動向を見守りながら、市としても協力できるところは協力してまいりたい、そのように考えておりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

最後に、肱川右岸の若宮堤防と市道改良について御質問がございました。去年のたび重なる

台風などの洪水によりまして、肱川左岸の五郎堤防と三の丸の輪中堤、それから矢落川の堤防で漏水が確認をされまして、水防活動を初めとする応急措置がなされたわけであります。現在五郎及び三の丸におきましては、災害復旧によりまして、国土交通省及び県において漏水対策工事が実施をされているところでございます。

議員さん御指摘の肱川右岸若宮堤防におきましては、現在までおかげさまにて漏水などの兆候は見られなかったことから、安全であると思われるしておりますけれども、引き続きましてパトロールや点検などを行っていただき、堤防の安全確保に努めていただくように、そのようにすると聞いております。

次に、県道中村長浜線の五郎大橋の右岸から旧県道の大洲長浜線、今は市道若宮畑の前線になりますが、それとを結ぶ市道若宮堤防線でございますが、この市道は昭和50年6月に肱川の河川堤防用地の占用許可により、現在市道として管理をいたしております。以前から道路整備の要望がある路線でございますが、平成16年3月議会にも答弁を申し上げましたように、ここは河川法の24、26条の占用許可ということで規制をされておりますことと、道路拡幅には堤防敷地外の用地が必要でございます。そういうことで現在のところ、なかなか難しいということでございます。

今後の道路拡幅計画につきましては、河川管理者との調整を図りながら、道路のそばにあります市営住宅入居者の動向を見きわめて、拡幅工事ができるか、あるいは待避所あたりの整備手法になるのか、十分に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、お願い申し上げます。

○白石隆壽総務副部長 議長

○田中堅太郎議長 白石総務部副部長

〔白石隆壽総務副部長 登壇〕

○白石隆壽総務副部長 それでは、私の方からは自主防災組織についてお答えをいたします。

自主防災組織につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという隣保共同の精神に基づき設置されるものでありまして、これまでに平地区を初め久米地区並びに肱北喜多地区の五郎支部、田口支部の4つの自主防災組織が結成されております。御存じのとおり、地震等の大規模災害の発生時におきましては、道路等も寸断され、市や消防署、国・県といった公的機関も迅速な対応が困難となりまして、救助機材等の資材も不足いたしますので、その際には地域ぐるみで被害が軽減できるよう情報の収集や伝達あるいは初期の消火、救護など、幅広い防災活動が行える自主防災組織を育成していくことが急務であると、このように考えております。

次に、議員お尋ねの整備方針でございますが、既に結成されております自主防災組織との連携を深めるとともに、まだ結成されていない地域につきましては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりとともに災害発生の際には十分な防災活動が行えるよう組織の結成を初め、育成、推進、支援等を行ってまいりたいと考えております。

次に、民間企業との協定問題でございますが、現時点におきましてはまだ締結を行っていない状況ではございますが、しかしながら、今後におきましては災害の原点に立ち返り、大規模災害が発生した場合の災害要因ごとの必要人員を把握した上で、どのような協定を締結し、活用することが望ましいかを具体的に検討し、その中で必要であれば民間企業との間において実効性のある協定を締結してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○松岡良明建設農林副部長 議長

○田中堅太郎議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林副部長 それでは、農林業問題の御質問中、森林の復旧整備についてお答えいたします。

昨年たび重なる台風の来襲による森林被害につきましては、杉、ヒノキなどの人工林におきまして、木が倒れたり折れたりするなどの山林被害が発生しておりまして、その面積は新市全体で約273ヘクタールとなっているところでございます。

現在、被害を受けた山林の復旧に向け、山林所有者や森林組合によります倒木等の処理が行われているところでございますが、今後は国の補助事業であります造林事業の導入によりまして、被害山林の復旧に努めてまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、市といたしましても森林の復旧整備は風倒木による二次災害も予想されることから、急務であると認識しているところでございまして、国の補助事業採択要件に満たない面積25アール未満の小規模被害につきましては、市の単独事業であります森林環境保全緊急整備事業により対応してまいりたいと考えております。

その内容といたしましては、植林については木を植えるための準備作業であります地ごしらえと広葉樹、針葉樹の苗木の植栽経費補助として、整備面積10ヘクタールを計画しておりまして、植栽時期は来年2月ごろになるものと予想しております。

さらに、倒木処理につきましては、トラックの運搬費用に対しまして補助としておりますが、この事業によって搬出される木材の材積は約2,000立方を見込んでおります。当事業の推進には山林所有者の理解が不可欠でありまして、積極的な取り組みに期待するものでございます。災害に強い森林づくりのためには、風倒木処理や植林等の緊急的な対策とともに、長期的展望に立った森林整備が必要であります。今後におきましても、水源涵養機能などの多面的かつ公益的機能が発揮できるよう県や森林組合などの関係機関と連携をいたしまして、林業振興の補助事業を積極的に導入し、森林整備の支

援に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

~~~~~

○田中堅太郎議長 それでは、しばらく休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

午前11時48分 休憩

~~~~~

午後1時00分 再開

○田中堅太郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○田中堅太郎議長 次に、梅木加津子議員の発言を許します。

○51番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔51番 梅木加津子議員 登壇〕

○51番梅木加津子議員 6月議会に当たり、憲法9条を守り、郵便局の民営化に反対する立場から、また河辺地域で5月に行った市民アンケートで55.1%の方が一日も早い県道整備の要望を出されていますが、ダム建設はやめて一日も早い肱川から河辺の道路改良を県に強く要請していただくことを要望して質問をいたします。

まず、シルバー人材センターについてお聞きします。

3月議会で市長は、シルバー人材センターを旧町村に設置を求めた私の質問に、高齢者の生きがい対策の一つと認識し、助成については十分考えたいと答弁されました。しかし、高齢者から広報に載った以外、何も説明がないという声が上がっています。これまでの旧町村の人材センターを立ち上がらせるための取り組みと、今後の具体的な取り組み予定を教えてください。

2つ目に河辺地域に小規模多機能型の介護施設の建設についてお聞きします。旧大洲、肱川、長浜にも高齢者施設があります。河辺地域

に高齢者が住みなれたところで老いを迎えたい、奥さんが施設に通うのに、遠くてお漏らしをしてしまう、身近に小さくてもいい、高齢者の福祉施設が欲しいの声が出ています。お考えをお聞きしたい。また、国がことしの予算で地域介護福祉空間整備等交付金実施要綱を示しています。この事業で実施できないか、お尋ねいたします。

3番目に子育て支援についてお尋ねします。

今、子供1人で400万円台の年収の人は8万4,000円の増税になり、年金や雇用保険、医療保険合わせると21万9,000円の負担増になると言われています。

また、長時間労働で11時間16分は会社にいると言われています。子育て環境に厳しい環境です。出生率は1.29と過去最低になっています。そこで、子育てを支援するために学童保育を八幡浜並みに要望があればプレハブでも実施するおつもりはないかお尋ねします。

2つ目に、大洲市は学校給食で保護者から月220円程度集めた食材費1億7,000万円の中から437万円が燃料代等に使われています。保護者から集めた食材費からこうした費用を出している市はほかにあるのでしょうか。お答えください。

3つ目に、学校の校務員がいないところはどのくらいありましたか。問題点と改善点など、お示しいただきたいと思います。

4つ目に、河辺は村P連がなくなり、大洲市P連となりました。これまで村Pから各種の大会の交通費など出されていました。これまで村Pに出していた分を市P連に出し、対応するおつもりはないかお尋ねをします。

5番目に河辺中学校の部活バスは地理的環境からこれまでどおりに走らせる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

4つ目に、農産物の価格保障制度についてお尋ねします。3月議会で安心して再生産に取り組むために、価格保障制度導入を求めた私の質

問に対し、西予市の価格保障制度をよく知っているということでしたが、具体的にどのようなものか説明ください。また、どのように利用されているか、なぜ大洲市にやれないのかなど、説明してほしいと思います。

5つ目に、河辺地域の暮らしを守る立場でお尋ねをします。合併後、在宅寝たきり等介護手当の引き下げ、出産祝い金の廃止、乳幼児の保育料の値上げ、4歳未満までの完全医療費の無料化の廃止、水道代に消費税、そして今回国保税の課税率の引き上げなどが言われており、負担ばかりふえるのではないかと思います。新大洲市の各分野の条例や制度で、合併後、これは河辺地域の方には生活応援になる、これまでよりプラスになるということが何かありますか。負担のふえたもの、減ったものを御説明ください。

6つ目に、阿蔵・高山の土地問題についてお尋ねします。土地開発公社の経営の健全化計画が出されていますが、この土地は県立大洲農高の実習地の移転予定地とし、同校の依頼を受けて取得したものと説明を受けました。そうであるなら、県の責任が問われると思いますが、なぜ市民負担2,000万円の利子を払い続けているのか、県の責任はないのか、養蚕試験場跡地と交換をしてもらうことはできないのか、お尋ねをいたします。

7番目に、議案第28号国保条例改正についてお聞きします。今回の課税率で旧各市町村の課税額など、市民に与える影響を明らかにしてください。

また、河辺地域の国保の課税基礎額が64.8%に減っているが、今回の課税率では世帯割、均等割平均ともに昨年より2.3%ふえています。これは収入に対する課税額が実質ふえたことになるのではないのでしょうか。

以上、7点についてお答えいただきたいと思います。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの梅木加津子議員さんの御質問中、7点ございましたが、私の方からは6つ目の阿蔵・高山の土地問題について、御答弁を申し上げます。

この用地は、お話も出ておりましたように、県立大洲農業高校の畜産施設及び果樹実習地の移転依頼とともに、大洲市の将来の発展に対応するため、昭和61年度から63年度の3カ年で取得をしたものでございます。その後、諸般の事情によりまして、平成4年に同校の移転が白紙になり、以降、ウエルネスパーク構想、学園都市構想等を検討いたしましたが、実現に至らず、当用地までの基幹道路総延長980メートルについてだけが市道として整備を行えたものがあります。

現在は市職員によります阿蔵・高山用地整備検討班会の報告をもとにして、多目的広場を含めた公園整備と水源涵養機能を備えた森林整備、学校給食センター及び大洲幸楽園施設等の公共施設用地、家庭菜園を備えた住宅用地の整備案を抜本的に検討を進めることにしております。

議員さん御指摘の県の責任問題につきましては、用地取得の目的が県立大洲農業高校の畜産施設及び果樹実習地の移転地とあわせて、大洲市発展のための用地取得でもあったものでございまして、県の責任のみを殊さら問うつもりはありません。

また、養蚕試験場跡地との交換につきましては、阿蔵・高山用地とは別の問題と考えております。

しかし、県に対しましては、県の理事者にお目にかかるたびに、当該用地を取得した経過を説明し、地域振興につながる県営施設等の誘致について御協力をお願いしてきた経緯もありますので、御理解いただきたいと思います。

また、県養蚕試験場跡地について、もし県で

具体的に検討される段階になったときには、ぜひ大洲市へも情報を入れていただくように、現在お願いを重ねてしているところでございます。そのように御理解をいただきたいと思います。

それでは、その他の問題につきましては経過もございますので、それぞれ担当の者に十分お答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○小島健市企画財政部長 議長

○田中堅太郎議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、私の方からは河辺地域の暮らしを守る問題に関しまして、お答えをさせていただきます。

このたびの市町村合併につきましては、国・県からの補助金とか、地方交付税の削減などによります厳しい財政状況の中で、いかにバランスのとれた住民サービスを提供していくかが最大の課題であると、こう考えております。

そのためには行財政改革を推進し、経費の削減に努めますとともに、緊急度や投資効果などを十分に精査いたしまして、計画的、効率的な事業の実施を図っていくことが必要となるものでございます。このことを踏まえまして、合併協議におきましても、各種事務事業の調整方針を決定いたしまして、現在その基本方針に基づきまして、事業の展開を図ってきているところでございます。

議員さん御指摘のように、一部においては住民負担が増加するといったような調整もございますが、性急な格差是正は好ましくないという協議によりまして、その対応策として現行のまま制度を引き継ぐことにしたものや、あるいは地域を限定とした補助制度などについては、3年から5年間程度の整理期間を設けるなど、各地域の特性や実情などにも配慮した調整内容となっております。

河辺地域におきまして負担が増したものの、減

ったものという御質問でございますが、調整項目も多くございまして、その内容もさまざまでございますが、その幾つかについて御説明を申し上げたいと存じます。

まず、個人市民税につきましては、均等割額が1,000円引き上げられておりますけれども、これは地方税法の改正によりまして、全国一律に3,000円となったものでございまして、合併によるものではございません。使用料及び手数料につきましては、そのほとんどのものが現行のまま新市に引き継がれておりますが、旧4市町村間で類似いたします施設の使用料については、可能な限り統一に努めることとしておりまして、一部の施設使用料については若干ですけれども、引き下げられたものもございます。水道料につきましては、基本的には現行のまま新市に引き継いでおりますが、新市においては課税対象事業者となりますことから、消費税を徴収させていただくものでございまして、この点については御了承を賜りたいと存じます。

次に、幼稚園の保育料につきましては、合併前の料金に大きな差がありましたことから、3年間で段階的に統一を図ることとしておりまして、平成19年度からは現在の2,000円から5,500円に増額となるものでございます。学校給食費につきましては、徴収方法は統一されましたけれども、料金につきましては現行のまま新市に引き継がれておりまして、変更はございません。負担については安い方に統一できれば住民の皆さんに喜んでいただけるものでございますけれども、地方交付税の減少など、財政状況が全国的に非常に厳しくなってきておりまして、項目によりましてはそれぞれの地域の皆さんにサービスの水準に見合った御負担をお願いするものも出てきているのが現状でございます。

今後におきましては、現在のサービス水準を維持していくための財源が年々少なくなっていく一方において、少子・高齢化対策、高度情報

化また安全安心なまちづくりなど、新たな課題への対応が求められております。このように、これまで以上に財源不足が深刻になるものと予測をされ、厳しい財政状況が続くものと思われまますけれども、それぞれ合併協議におけます調整方針を尊重しながら、効率的な財政運営、速やかな一体性の確保、サービス水準や負担の公平性、また適正な事務事業の見直しなど、全体のバランスに配慮した細部の検討を進めて対処してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○田中堅太郎議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私からは、シルバー人材センター、小規模多機能型の介護施設の建設、学童保育の3件につきましてお答えをいたします。

それではまず、シルバー人材センターについてお答えをいたします。大洲市ミニシルバー人材センターにつきましては、3月議会で大森市長が答弁をいたしましたとおり、4月より随時新規会員の募集を行っております。平成16年度の実績報告では、会員数は男性93名、女性45名、合計138名で、受注件数は831件となっております。

現在までの活動の周知につきましては、ポスターの掲示やリーフレットの配布、口コミ等が主でございました。今年度につきましては、新大洲市となり、範囲も広がりましたので、市の援助といたしまして、市民に身近な広報への掲載を6月号で行ったところでございます。

また、ホームページへの掲載につきましても、今月から開始をいたしております。今後につきましても、これらの啓発活動を含め、随時PRに努めてまいりたいと考えております。

現在ミニシルバー人材センターにおきまして

は、会員の中から就業開拓専門員を雇用し、新しい仕事の開拓及び広報活動、また仕事量の見積もり、調査等を行いながら、ミニシルバー事業の充実を図っているところでございます。

議員さんから支所の立ち上げに向けての取り組みについての御質問がございましたが、そういった組織体制の更新等につきましては、センターの理事会、総会で決定されるものでございまして、したがって市の援助といたしましては、啓発活動が主になるものでございますので、この点につきましては御理解を賜りたいと存じます。今後、特に旧町村への会員募集及び仕事を依頼したい方に対しましては、地区回覧や老人会、行政懇談会等を通じて積極的に周知を行いまして、働くことを通した高齢者の生きがいと健康づくりを進め、活力ある地域社会づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、河辺地域における小規模多機能型介護施設の建設についてお答えをいたします。

厚生労働省は、このほど各地方公共団体が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら、介護サービス基盤を整備することを支援する交付金、いわゆる地域介護福祉空間整備等交付金を創設をいたしました。これは各市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するための交付金でございまして、日常生活圏域を単位として、以後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした市町村整備計画を策定し、国に提出することとなっております。それに対し国は、計画全体に交付金を交付することとなり、交付を受けた各市町村は交付金総額の範囲内で弾力的な運用が可能となり、整備量を変更することができるなどのメリットがございまして、

しかしながら、先ほど申し上げましたように、申請に当たりましては3年間の基盤整備案を示す必要があり、今年度は来年度から新たに始まります第3期介護保険事業計画を策定する

年でありますことから、この制度を利用した施設整備を行う場合、計画策定のために設置いたします大洲市地域福祉推進委員会に諮らなければなりません。このような理由から、今年度での申請は見送らざるを得ず、また来年度以降の対応につきましては、今後委員会の中で随時協議を進めてまいりたいと考えております。

議員さん御質問の河辺地域での高齢者の施設整備の件についてであります。今後の施設整備の基本となります日常生活圏域をどのような範囲で設定するかにより、その地域のとらえ方も変わってまいります。したがって、順序としては、まず日常生活圏域を決定し、次にその圏域の中において施設整備の必要があるかどうかを見きわめ、介護サービス利用料をどの程度見込むかにより、介護保険料に影響がある点にも考慮しつつ、必要があるとなった場合に初めて圏域内のどこにどのような整備を行うかという議論になるものでございます。

また、河辺地域に小さくてもいい、高齢者の介護施設が欲しいとの声にどう考えるのかという御質問でございますが、御承知のとおり国全体の施設給付費もかなり増加してきておりまして、今後介護保険施設整備をしていきますと、さらに給付費の増加を招き、結果的に被保険者の保険料が引き上げられ、負担がふえることにもなりますので、こういったことも踏まえまして、十分慎重に議論を行った上で対応をすべきであると考えております。

いずれにいたしましても、今後梅木議員さん御提案の件も含めまして、委員会で協議検討をいただくように考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、子育て支援のうち、学童保育についてお答えをいたします。

学童保育につきましては、平成17年5月から喜多児童館の一室を活用して事業を実施しておりまして、現在5名の児童に利用をいただいております。

学校敷地内にプレハブを建てまして学童保育が実施できないかという御質問でございますが、学童保育の実施につきましては、学校の施設を活用することが児童の安全などを考慮いたしますと最も望ましい学童保育のあり方であると考えております。そのため、今回の実施に当たっても、喜多小学校敷地内での実施を検討いたしましたが、喜多小学校は児童数が増加傾向にあり、余裕教室もなく、また運動場が狭く、プレハブを建てるスペースがないといった状況でございましたので、喜多児童館で実施することといたしました。

現時点では他の学校におきましても、余裕教室がなく、プレハブを建てるスペースにつきましても、児童数に比べ、運動場が狭いなどの理由によりまして、プレハブ建築はスペース的に困難であると伺っております。したがって、学校敷地内におけます市単独でのプレハブの建築につきましては、スペースがないことや、厳しい財政状況を勘案をいたしますと、現段階での実施は困難と思われれます。

今後、学童保育を実施する場合には、余裕教室を含め、既存の公共施設につきまして、使用可能かどうか、関係機関と十分協議を行いまして、スペースの確保が可能となりましたら、学童保育の実施に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○山田一昭市民福祉副部長 議長

○田中堅太郎議長 山田市民福祉部副部長

〔山田一昭市民福祉副部長 登壇〕

○山田一昭市民福祉副部長 私の方からは、第82号議案国保税条例改正についてお答えを申し上げます。

平成16年度国民健康保険特別会計の決算状況につきましては、歳入55億8,000万円、歳出51億5,600万円、差し引き4億2,400万円の黒字決算を得ることができました。しかしながら、

前年度繰越金を除く単年度収支額では、約3,200万円の赤字決算となっております、厳しい決算状況でございます。

新市の国保事業の策定に当たりましては、この決算状況並びに合併協議会の確認事項を踏まえ、大洲市国民健康保険運営協議会にお諮りし、今回の見直しを行ったものであります。医療費給付に係る加入者は過去の実績を踏まえ、1万1,630世帯、2万2,931人を算定の基礎といたしました。

次に、医療費総額につきましては、15年度の実績や16年度の実績見込みが15年度対比で、一般退職を合わせまして5.1%と大きく伸びていきますことや、また老人保健医療対象者が70歳から75歳に引き上げられることなどを勘案いたしまして、4.2%の伸びを見込んだものであります。

また一方では、長引く不況などの影響により、1人当たりの課税所得が対前年度決算見込み比7.1%と大きく減少しております、大変厳しい状況となっております。しかしながら、今年度は負担と給付の均衡を図るため、保険税率を統一することといたしておりますので、被保険者に対する負担が急激に変化することのないように、繰越金を可能な限り充当することといたしまして、負担の軽減を図りながら必要調定額を求めたものでございます。

医療費は伸び続けて、また一方で課税所得が大きく減少しており、繰越金を充当するも、第82号議案で御提案いたしておりますように、所得割8.50%、資産割43.00%、均等割2万3,000円、平等割2万7,000円としなければ、どうしても必要調定額の確保ができないという状況となっております。このことによりまして、一般退職を合わせました1人当たりの医療分保険税額は16年度決算見込みに比べまして9.7%、6,650円減の6万2,078円と試算いたしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

なお、河辺地域の国保課税所得が大きく減少いたしておりますが、これは河辺地域に限らず、課税所得は大洲市全体で大きく減少いたしております、厳しい財政状況となっております。課税所得が減少する中での税率見直しは、収入に対する課税額が実質ふえたのではないかと御指摘でございますが、今年度は保険税率を統一することを主眼にいたしまして、今回の改定をさせていただきました。

大洲市全体では、実質課税額は昨年と比較しますと、昨年度を下回っております。ただし、保険税が長年据え置かれました旧河辺地区では課税額は減少いたしておりますが、所得に対する課税割合は少し増加しておりますことは、避けがたいのが現状です。今年度据え置くことによりまして、来年度以降、一度に被保険者に過重な負担を求めることは避けなければなりませんので、今回必要最低限の改定をいたしました。

以上、申し上げましたことから、今回の改定を実施いたしましたので、御理解をいただきたいと思えます。

○松岡良明建設農林副部長 議長

○田中堅太郎議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林副部長 それでは、農産物の価格保障制度についてお答えいたします。

議員御質問の価格保障制度の実施につきましては、3月議会で答弁したとおりでございます、JA愛媛たいき管内におきましては、国・県の制度を活用し、対応しているのが現状でございますが、西予市の市単独の補助事業の状況につきましては、平成16年度の野菜関係補助事業といたしましては、施設整備補助と野菜安定対策補助が実施されておまして、そのうち野菜価格の補給金補助は約1,000万円となっております。

また、平成17年度につきましては約1,300万円の補助金を計上している状況でございます。

西予市の制度の対象となる野菜品目につきましては、イチゴ、トマト、キュウリ、ナス、キノコ類が指定野菜となっております。これらの作物は国・県の制度の対象作物にも指定されておりますが、この制度の保障規準額に上乗せとして市とＪＡが別に保障基準価格を協議決定いたしまして、その50%以内を市が交付しているものでございます。

この補助事業につきましては、5町合併時の合併要件に盛り込まれていたものでございまして、農業振興策の一環として実施されております。市単独の予算では財政負担も大きく、来年度以降に見直しをすることとなっているようでございます。

大洲市の国・県の制度の対象作物は、白菜、トマト、キュウリ、スイカとなっております。出荷量から見た野菜全体からの割合は約7割が制度の対象となっている状況でございます。仮に西予市と同様に価格保障の事業を実施した場合、野菜の生産出荷量から算出しますと、高額な補助金となるなど、合併後の財政事情を考慮いたしますと、事業実施は困難な状況ではないかと考えております。しかしながら、近年の農業を取り巻く環境は厳しい状況にありまして、野菜の再生産が阻害されることのないよう、当面は国・県の制度をもって対応してまいりたいと考えます。関係各位の御理解をお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○田中堅太郎議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは子育て支援のうち、4点についてお答えを申し上げます。

まず、学校給食についてでございますが、学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、学校教育活動の一環として実施されております。

学校給食に要する経費につきましては、学校給食法において経費の負担区分が定められており、運営に要する経費のうち、設置者が負担する経費は学校給食に従事する職員等の人件費及び学校給食の実施に必要な施設設備の修繕費であり、それ以外の経費は保護者負担となっております。保護者が負担する給食費は、主として食材料費であります。市町村ごとにそれぞれ定められておりまして、必ずしも一定しているわけではございません。

議員御指摘のように、大洲学校給食センターでは、保護者からの給食費につきましては食材料費のほか、調理用の燃料費として使っておりまして、また肱川学校給食センターでは調理用の電気代と水道料に使用しております。一方、長浜中学校と河辺学校給食センターでは、食材料費にのみ使用しているのが現状でございます。

県下の状況を見ますと、11市のうち2市が、また12町のうち1町が給食費から調理用の燃料費等を支出しているのが現状でございます。このように給食費の使途は食材料費のみとする市町が大半であり、将来におきましては大洲市においても食材料費にのみ使っていけるよう検討する必要があるものというように考えております。

次に、校務員の配置についてでございますが、現大洲市において校務員またはそれに準ずる人員の配置がない学校は、肱川の小学校4校と河辺の小・中学校2校の合わせて6校となっております。それらの学校においては、校長、養護教諭、事務職員など現有の職員の協力体制により、来客者や電話の対応をするなど、支障のないように努めておりまして、現段階で学校からの特段の支障があるという連絡は入っておりません。

また、集会や行事などで職員室を長時間あけるような場合は、校舎や職員室の出入り口を施錠するなど、安全面に留意するよう指導をして

いるところでございます。

次に、河辺村PTA連合会補助金についてでございますが、新大洲市PTA連合会につきましては、市町村合併に伴う合併協議会や旧市町村単位のPTA連合会合同による打ち合わせ会で事前調整を進め、新市においては本庁の生涯学習課に事務局を統合して設置したところでございます。

大洲市からの補助金につきましては、現況の厳しい財政状況をかんがみ、旧大洲市分の補助金15万円のみとし、不足分につきましては会費等で対応することといたしております。

御質問の旧河辺村PTA連合会補助金を大洲市PTA連合会補助金へ上乘せをして対応することにつきましては、旧町村との均衡を図る上で、補助金の増額は困難であります。今後の市PTA連合会の活動や効率的な事務事業の見直し等を図ることで、適正な運営に努めたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。今後におきましても、大洲市PTA連合会が父母と教員がともに子供の幸せを願い、健やかな成長を目指して活動する自主的、民主的な社会教育団体であり続けることを目標として、教育諸条件の整備、充実に努めてまいりたいと考えております。

最後に、スクールバスの運行についてでございますが、現在教育委員会ですべてを所有いたしておりますスクールバスにつきましては、本庁に5台、長浜支所に2台、河辺支所に2台の合計9台でありまして、小学生、中学生の通学送迎を目的として効率的に運用をいたしております。

議員御指摘のように、河辺支所のスクールバスにつきましては、本年4月から旧大洲市の例によりまして、部活動でのバスの運行を行っておりません。このことにつきましては、スクールバスを購入する際の国庫補助の趣旨が遠距離通学の児童・生徒の通学条件の緩和を図るための運行に限られているためございまして、おおむね通学のための運行に限っているのが現状

でありますので、そのように御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

○51番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔51番 梅木加津子議員 登壇〕

○51番梅木加津子議員 まず、シルバー人材センターについてですが、基本的にはセンターが施設をつくるかどうかということでお任せという対応のお返事をお聞きしたかのように思います。実質的に市としては広報のみというそういう感じでしたが、主体的にシルバー人材センターを旧町村に置くという立場にはないのか、そういう姿勢にはないのか、お聞きしたいというふうに思います。

高齢者の皆さん、6月9日の厚労省の調査でも、ずっと働きたいという方が55歳から69までの調査結果では、男の人が35.2%、女性が28.4%ということで、調査結果が出ています。この願いにこたえることこそが市政の仕事ではないでしょうか。市としての主体的に設置する立場をお聞きしたいというふうに思います。設置というよりは運用する立場をお聞きしたいと思います。

それから、小規模多機能型の介護施設ですが、施設をつくれば介護保険料がふえるということで難を示されましたが、なお提案を含めて今後検討するということですが、河辺地域には施設がないわけですから、ないところで介護も受けられない、十分な介護保険も受けられないということ自体に問題がある、そこに目を向けていただきたいというふうに思います。すべての地域に保険施設があって、河辺になくて、利用されてる人たちの介護保険料を河辺の地域の皆さんもその負担を負うことになるわけですから、同じようなサービスが提供されてこそ同じ保険料を受ける、それが当然のことではないでしょうか。その辺の考え方についてどのように

御理解されているのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、子育て支援ですが、学校給食についてお尋ねをします。松山市、西条市、新居浜市、東予市、今治市、ここはすべて220円程度集めた食材費のみで学校給食の食材に充てているわけであって、そういう燃料代には充ててないということが言われました。大洲市で燃料代に437万円を充てているということは、一体幾らの燃料負担が適当なのかという問題も出てくるというふうに思います。そういう意味では、食材費のみにするということが本来だというふうに思いますので、今後そういう方向で食材費のみにしたいという答弁をいただいたんじゃないかと思うんですが、もう一度お願いしたいと思います。

それから、河辺村の村P連がなくなったので、市P連に適当な負担をとということでしたが、適正な運営を図りたいということでしたが、一体どういうことなのかよくわかりませんので、再度答弁をお願いします。

それから、河辺中学校の部活バスはよそがそうだからやりませんということですが、男の子は自転車で何とかありますが、あの勾配のきつい河辺の山の中を女の子はどうやって学校に部活に行くことができるのでしょうか。女の子だけ、バレーだけが部活バスとして走らせているわけですが、体力のない女の子たちに自転車ということになりますと、大変な問題が起こるというふうに思います。なぜ部活バスを走らないのか、お金だけの問題ではなくて、子供たちの教育環境、それから教育の一環としての部活についてどのようにお考えなのか、そのもとの今後の検討方向を明確にお答えいただきたいというふうに思います。

それから、価格保障制度については、国と県だけという立場で御回答をいただいたんですが、それでは価格保障制度が一体西予市ではどのように評価され、それがどのように農林業の

発展につながっているのか、御感想をお聞きしたいというふうに思います。

5つ目の河辺地域の暮らしを守る問題については、先ほどの部活バスと一緒に、河辺地域は山間僻地で、しかもダムとの関係で道路も悪くて、高齢者がたくさんいる、そんな中でこれまで必要としてきた制度であり、この制度を守ってこそ、対等平等、地域を考慮した政治ができるんじゃないでしょうか。何もかも中心地と同じ、大洲市と同じで本当に地域住民の暮らしが守れますでしょうか。それぞれの地域のよさを十分把握しながら、そこでの問題点をしっかりと把握して、そこにはそこらしい援助をしてこそ、本当に地域間格差がなくなって、大洲市全体の発展につながるのではないのでしょうか。そういった立場で、山間僻地であることを考慮しながら、それぞれの地域の具体性をという立場で、河辺地域の暮らしの問題について、もう一度、一体今後、河辺の地域をどのようにしようとしていらっしゃるのか、その主体的なお考えをお聞きしたいというふうに思います。

阿蔵・高山については、どこに責任があるのか明確にならないまま19億円を借りて、しかも今後、利子を払い続けていくという借りかえが提案されていますが、この問題は合併協議会でも出されないまま、新たに市の検討として特例債を借りて、借りかえてやっていくという方向が出されています。この問題については合併された河辺や肱川、長浜の皆さんには全く知らされないまま新たな対応策を出しているわけですから、市民の皆さんの意向を聞く時間をぜひ設定して、説明会を開くなどの対応をされるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、国保税については、これも国保税介護保険料は合併してから協議するということになっていました。ところが、十分な説明がないまま今日の案が出ています。河辺では基金を皆さんのところも持ち込みましたが、持ち寄るべ

きお金の5倍も持ち寄ってきたわけですから、このお金を課税率引き上げをさせないために使っていたかと思いますが、いかがでしょうか。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○田中堅太郎議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 梅木議員さんの再質問のうち、ミニシルバーの人材センターについてでございます。

市がもっと主体的にこのセンターの運営についてやっていくべきではないかというような御趣旨だったと思うわけでございますが、このセンターにつきましては、高齢者の福祉、労働という面から考えられた組織ということで、市もこのセンターに対しまして、これまでも支援をさせていただいております。現在も啓発面を中心に支援をさせていただいてるわけでございます。したがって、現段階におきましては、議員さんが申されるように、今の組織を例えばスタッフでございますが、現在嘱託の方2名、それにパートの方1名というようなことでやっていただいております。今の運営でも新市になりまして、そのスタッフの体制で精いっぱい行っていただいとるところでございます。

また、市といたしましても、側面的な一面ではございますけれども、先ほど申し上げましたような広報の活動はもとよりでございますが、今後におきましては特に支所方面を中心に、仕事を依頼したい方、それからまた会員の募集、そういったことをセンターと各支所の皆さんとの連絡網といいますか、そこらを重点的に市もバックアップしながらやっていきたいというように考えております。したがって、現在の組織を中心にして、センターが自主的に運営をされていくと、このような方向で考えておりますので、今の組織を市が独自にやっていくというふうには今のところは考えておりません。今のセンターの独自性を生かしていただきながら、

精いっぱい市も側面的な応援をさせていただきたいと、このように考えておりますので、御理解をいただけたらと思います。

それから、2番目の河辺地区に小規模な施設がないので、ぜひ施設を設置をしていただきたいというような御趣旨であったわけでございますが、この施設整備の考え方でございますが、国の方針といたしましては、介護保険の基本理念でもございますその人の生活、人生を尊重し、できる限り自立した生活を送れるように支援すること、すなわち自立支援を重要視しておりまして、在宅で生活するというのが基本となっておりますのでございます。

また、先ほども御答弁申し上げましたように、介護保険施設の整備を行いますと、給付費の増加を招きまして、結果的に保険料が引き上げられて、被保険者の皆様の御負担になるというようなことを申し上げさせていただきましたが、そのようなことで給付と負担のバランスに配慮して、対応していくことも必要じゃないかと思っております。

さらに国におきましては、将来の目標値についても示されておりますので、今後次期介護保険事業計画策定に当たりましては、その国の方針を踏まえた上で、被保険者の皆様にとって過重な負担とならないよう大洲市地域福祉推進委員会で、より慎重に御協議いただくように考えております。この委員会の協議の結果に基づきまして、市長に答申がなされることになってまいりますので、その答申に沿いまして、今後進めていくというようなことになってまいりますので、今ここで議員さんが言われたような再質問でございすけれども、直ちに市として前向きにどうしていくとか、そういったことにつきましては申し上げることができませんので、御理解を賜りたいと存じます。梅木議員さんの御要望として、受けとめさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○田中堅太郎議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、梅木議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、学校給食費についてでございますが、先ほども御答弁を申し上げましたように、県下の状況を見ますと、ほとんどのところで燃料費等を支出しておりません。そういう状況から、今後におきましては支出しない方向で見直しが必要になってくるものというように考えているところでございます。

なお、時期につきましては、給食会計等の財政状況のこともありますので、慎重に検討したいというように考えております。

次に、村P連の補助金についてでございますが、適正な運営はどういうことだということでございますが、収入が少ないものですから、支出並びにそういう費用について抑えて、効率的な運用を図りたいというようにとらえていただきたらと思っております。

なお、この補助金を決定される段階におきまして、大洲市のPTA連合会の合併協議の中では、市P連の補助金の増額についても協議をなされたようでございますが、市の財政が厳しいという状況から、旧大洲市の補助金15万円のみと決定されております。

また、それを補うものとして、旧市町村の会員の中から、それぞれ1人100円を集めまして、それを17年度予算に組み入れるという決定もなされておりますので、教育委員会といたしましてはその決定されました意思を尊重したいというように考えておるところでございます。

次に、スクールバスの運行についてでございますが、女子の生徒はどうするんだというようなことだったと思いますが、言われるような事情につきましてはよく私どもの方でも承知をしているつもりでございます。しかしながら、市内には山間地の学校はほかにもたくさんありま

すので、教育委員会といたしましては河辺のことだけを考えているわけにもまいりませんし、また市内全域の公平性ということを考えますと、実施は今の段階では不可能と言わざるを得ません。それぞれの地域で保護者の方とか地域の方とか、それぞれ協力をしていただきまして、よりよい方法を検討していただきたいというのが私どもの見解でございますので、そのように御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○松岡良明建設農林副部長 議長

○田中堅太郎議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林副部長 それでは、再質問につきましてお答えいたします。

西予市では、この事業といいますか、価格保障制度を取り入れることによりまして、どういう効果、発展があったのかという御質問についてお答えしたいと思います。

正直言いまして、西予市から具体的な効果等については聞いてないのが実態でございます。ただ、私が考えますのに、この補助事業を入れることによりまして、農家経営にとりましては補助金がふえるということでございますので、それは経営安定につながるものと思われま

す。また、野菜の再生産、阻害対策にはなると思われます。そういう中で、大洲市も午前中、市長より答弁がありましたように、地域も大変拡大いたしました。そういう中で農家戸数、それから地理的条件も変わりましたので、地域格差のない農業振興事業が必要と思っております。補助事業につきましては、国・県の事業を積極的に取り入れまして、限られた財源を有効に活用しながら、地域農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○小島健市企画財政部長 議長

○田中堅太郎議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、河辺地域の暮らしを守る問題に関してお答えをいたします。

これらのことについては、これまでも御答弁をしたことが多くあると思いますけれども、それとただいまの質問内容について、適切にちょっとまとめて御答弁できないかもしれませんが、御容赦をいただきたいと存じます。

各地域のいろんな特性がございますので、市町村合併に際しましては、これまで申しましたように、合併協議会を中心にしていろんな調整項目、調整方針を定めて、それぞれの地域の特性とか地域性とか、そういうようなのを認め合いながら調整は進めてきたものと考えておまして、それらの調整方針とか基本原則については御承知のとおりでございます。

しかしながら、制度によってはいろんな違いがございますので、これをすべて上に合わすとか、すべて同じにするというようなことはなかなか難しい面も出てくるかと思えます。合併の背景には、厳しい財政事情という背景がございまして、例えば河辺村で申し上げますと、普通交付税のどんだけ国から入ってきたかを見ますと、平成12年度が11億4,000万円ちょっとでございましたが、16年度が7億8,400万円程度で、5年間の間に1年間の交付税が3億6,000万円余り減少してまいっております。4市町村全部でトータルしましたら、4市町村で5年間で21億円以上の普通交付税が減少しているという状況も現実でございます。こういった状況を踏まえながら、それぞれの立場を認め合って協議が進められてきたものと思いますので、これからのいろんな施策につきましても、市全体の発展につながるような方向で進めていかなければならないと考えております。

それで、河辺地域の振興のあり方等についての御質問もございましたけれども、新市建設計画では地域別の整備方針というようなのを定めておりますけれども、河辺地域については山の

幸と文化の源流ゾーンというふうなことで位置づけをされております。その中で記述がされておりますが、やっぱり最重要課題は県道の早期整備、通勤条件とかそういう定住環境の整備を図るための交通条件の整備、また林業の振興とか農林業の振興、観光の振興等が記述をされております。いわゆる山村体験観光の整備を進めるというようなこともうたわれておるようでございます。そういった新市建設計画につきましても、合併協議の中で真剣に討議がなされておりますので、こういった建設計画の方向に基づきまして、また一丸となって、新しい大洲市をつくってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○田中堅太郎議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 阿蔵・高山の再質問について、私の方からお答えをさせていただきます。

午前中にも叶岡議員さんの御質問に助役さんからお答えをいたしましたように、大変御迷惑なお願いをしておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、この土地の依頼を受けましたのは、先ほど言いましたように、昭和61年度から63年度というようなことで、かなり前にそういうことで土地を買わせていただいたわけでありまして、それから十何年という年月がたっておりまして、これを今梅木議員さんがおっしゃるように、県の責任はないのかっていうような話をいたしますと、これにつきましてはそれぞれのお立場わからん点はないんですが、その時点でもう白紙になって、何代も前の市長さんのときからそういうことで、新しく大洲市としてどうするかということで対応してまいったわけでございますので、その点は御理解を願いたい、このように思うわけでございます。

そして、いろんな計画をしたんでございますが、これがという計画が十分煮詰まりませんうちに、こういうふうな結果になってしまったことにつきましては、深くおわびを申し上げないかなあというふうには思うわけでございます。

しかし、先ほどお話をしましたように、今年度中にその経営の健全化計画を立てまして、知事の承認を受けますと、総務省所管の補助をいただけると、こういう大きなメリットが出てまいりましたので、市長さんの御英断でそういうことで、ことしそういう健全化計画を立てようと、そういうことで話を進めようとする事になったわけでございます。

開発公社の土地につきましては、これ以外にも先ほど言いました、午前中にもお答えしましたが、いろいろ土地はあるんでございますが、何といたしましても、この阿蔵・高山の土地問題が解決しませんが、健全化が進みませんものですから、ぜひこういう計画を進めさせていただきたい、切にお願いをするしか方法がないのかなあ、このように考えておる次第でございます。まことに御迷惑なお願いを言うとりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、御答弁とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○山田一昭市民福祉副部長 議長

○田中堅太郎議長 山田市民福祉部副部長

〔山田一昭市民福祉副部長 登壇〕

○山田一昭市民福祉副部長 私の方からは国保税の改正について御説明申し上げます。

4市町村が合併する前提といたしまして、合併協議の中で、国保税の税率は統一をするという協議内容で合併の国保についてはスタートを切っております。

それともう一点、基金を5%持ち寄って合併時の市町村の税のばらつきを調整するためにそれも使わせていただくというようなことで、5%確かに持ち寄っていただきました。国保税

は税の性質上、医療費が高騰して医療費が増大すれば、その約半分程度は被保険者の皆さんに御負担をいただくというシステムになっておりますので、医療費が上がれば保険税も全部とは言いませんが少し上げてその財政調整をする必要がございます。今回合併の協議の中で申し合わせをしましたように、4市町村の税率を統一するという事を主眼にして改定を行わさせていただきました。ただ、それを統一するにいたしましても、財源が足りませんので、昨年度からの繰越金を約3億9,000万円、それと基金の方から5,000万円充てまして、何とか今年度の予算を編成したような次第でございますので、繰越金、基金を使いまして、今年度の改定を行うことができましたので、今の改定の額である意味でおさまっているという側面もありますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○田中堅太郎議長 再々質問はありませんか。

○51番梅木加津子議員 議長

○田中堅太郎議長 梅木加津子議員

〔51番 梅木加津子議員 登壇〕

○51番梅木加津子議員 私に与えられた時間は30分しかありませんので、一貫して走り続けますが、まずPTAの村P連がなくなった問題、部活バスの問題ですが、市P連で100円ですが、河辺の単P連では1世帯当たり1,000円の値上げを既にやりながら対応をして、それでも足りないという状況が生まれています。部活バスも仕方がないかのような答弁でしたけれども、実際にはこれでは子供たちの教育環境が守れない。そうであるなら、市の教育委員会として子供たちの学校教育を守る立場から、子供たちに義務教育を平等に受けさせる立場から、こうした部活バスをなくす、走らせないということについてどのようにお考えなのか、またどのように対応しようとしていらっしゃるのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから、阿蔵・高山の問題ですが、合併後

の市民の意向を聞く時間が必要ではないかということに御答弁をいただいてないのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

最後に、国保税の改正の問題について、河辺の課税引き上げを行わないために基金を使うことはどうかという質問に対してお答えをいただかなかったかと思いますが、いただいたのかもしれないませんが、確認をしたいと思いますので、それもしようお願いします。

○尾崎公男教育部長 議長

○田中堅太郎議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、梅木議員さんの再々質問にお答えをいたします。

単P連の補助ということでございますが、単P連につきましては、補助につきましては旧河辺村だけでございまして、旧大洲市、長浜町、肱川町には単Pに対する補助金は出しておりません。そういう事情もございまして、この単Pについて河辺の方で集めておられるということにつきましては、そのように御理解をいただいたらと思います。

それと、単Pの会費につきましても、大洲市並びに長浜、肱川につきましても、3,000円から3,600円という範囲の中で集めておりますので、その辺につきましても御理解をいただいたらというように思っております。

それと、スクールバスの運行についてでございますが、このスクールバスにつきましては文部科学省が所管いたします僻地児童生徒援助費補助金の交付を受けておりまして、遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を目的に取得しているものでございます。そういうことで取得しておりますので、取得いたしました財産につきましては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金適正化法でございますが、これの定めによりまして、善良な管理のもとに補助金の交付目的に従い、効率的な運用を図ることということになっておりますの

で、スクールバスの運行につきましては、目的以外には使えないということを御理解いただいたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○山田一昭市民福祉副部長 議長

○田中堅太郎議長 山田市民福祉部副部長

〔山田一昭市民福祉副部長 登壇〕

○山田一昭市民福祉副部長 それでは、国保税の基金のことについてお答えいたします。

先ほど御説明申し上げましたように、各市町村から5%の基金を持ち寄っていただきました。その5%と言いながらそれぞればらつきがございますが、各市町村5%以上持ち寄っていただきました。梅木議員さんの河辺から持ち寄った基金を河辺の国保の値下げに使えないかという御質問でございますが、新大洲市の会計になった以上、一つの地域にそのような目的で基金を使うことはできないと考えますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、最後に梅木議員さんの阿蔵・高山、特に公社の問題についてたびたび御質問があったわけでございますが、なかなか議員さん自身もおわかりになっておられないんじゃないかという点がございまして、私の決意のほどを改めて申し上げたいと思いますが、これは先ほど部長が申しましたように、近田市長当時に、前の前の市長でございますが、近田市長当時に取得をしたものでございます。それから梶田市長、それから私の代に移ってきたものでございまして、長い長い歴史があるわけでございます。

いろいろ全くもってほったらかしとったわけではないと私も認識をしております。いろんなそのときそのときの何かいい方法はないかと、せっかくの大洲市の協力をしてもらった用地を

使う手だてはないかということで検討したことは事実でございますが、なかなか39.7ヘクタールという非常に広い面積でございますし、ああいふ地形でございますので、なかなか妙案が浮かばなかったと、今日に至ったと。それで金利も非常にかかってきて、全くもって皆様方の前にこうしてやろうということが出てこなかったというのが実態でございます。

私は今回これをもう今のいろんな諸般の事情からほったらかすわけにはいかないということで、このことを公に訴えまして、なにか御支持を受けたと思っておりますが、そういうことに基づいて、今回初めて再建案を御提示申し上げたところでございますので、皆さん方まず市民の代表のこの56名の議員さんが腹入りをしていただかせんと、市民に飛び込んでいって説明しても、これはわからないと思います、正直言って。ですから、議員さん方がまずこの状況じゃあやむを得んかなというこの立場に立っていただいて、それからきょうの御答弁で申し上げましたように、二十数カ所市政懇談会もやってまいればなりません、広くなりましたんで。その段階で折に触れて私の方からもそのことをポイントを皆様方に御説明を申し上げて、そして御理解を得て、そして進めさせていただくと。

金利がかかっとなりますもんをいち早く断ち切りませんと、これはいつまでたっても、小田原評定で終わる問題になってしまいますので、それを脱しなかったら、皆さん方からいろんな御要望が出ております。今回の予算査定でも、もっと私は自分のカラーを出したかったんですが、なかなか出と入りのバランスでできませんんだ。ですから、最低限の余り皆様方が期待されとったおりの百点満点の予算づけにはなっておらないと思います。ですが、私にとりましては職員とも相はかりまして懸命にやったこれが予算案でございまして、まだ9月と続くわけでございますが、今回はこれでぜひ乗り切らせて

いただきたい、これが私の偽らざる今の心境でございます。どうぞ議員さん方の特段の御理解をよろしくお願い申し上げまして、結びの答弁にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中堅太郎議長 次に、矢間一義議員の発言を許します。

○45番矢間一義議員 議長

○田中堅太郎議長 矢間一義議員

〔45番 矢間一義議員 登壇〕

○45番矢間一義議員 議長さんのお許しをいただきましたので、通告いたしておりました2点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、私だけなのか、旧長浜町の住民の皆様なのか、私見ではございますが、市町村合併後の大洲市、特に周辺地域であります旧長浜町の状況を見てみますと、当然といえば当然かもしれませんが、さまざまな流れが中心であります大洲地域に集中しつつあることを痛切に感じております。

このことに加え、市町村合併、農協の合併による中心部への職員の集中化は、周辺地域の職員数の減少となり、弱小化しつつある商店街等に追い打ちをかけていることは否めないと思っております。閑散とする商店街、特に飲食店などは客の激減で本当に青息吐息の状況であります。

行政上も周辺地域は支所という位置づけにありますが、行政改革という大義名分のもと、合理化をしたり、職員の削減等を断行すると、どうせ支所なのだからというような意識になり、住民の支所に対する期待感が低下したり、住民の心のよりどころとしての支所機能というものが失われていくのではないかと心配をしておるところであります。ぜひ私の心配が要らぬ心配となりますような行政運営をお願いしておきたいと思います。

さて、第3次開発事業の本題に入らせていた

だきますが、大森市長さんは地域の特性やバランスに配慮した均衡ある大洲市の発展に重点を置いた市政運営に努力をされようとしていただいておりますことを一人の議員として期待を寄せているところであります。

さて、こうした地域の特性を生かした事業の一つが、旧長浜町では平成15年度に改定議決した第3次開発事業基本計画であります。本計画は旧長浜町の活性化を目指す最たるものであり、またこのことは単に長浜地域の振興策にとどまらず、さまざまな基盤整備や拠点形成の上で大きな役割を果たすものと考えております。

第3次開発事業では、県営港区の小型船だまりの整備や内港埋め立てによる都市機能を備えた活性化拠点、宅地の整備などが新市建設計画に、さらに市長さんの公約として上げていただいております水族館構想など、長浜住民の夢は大きく膨らみつつあります。

しかしながら、昨今の諸情勢を勘案いたしますと、これらの実現には相当な行政エネルギーというものが必要ではないかと考えておるところであります。この第3次開発事業の取り組み、あるいは水族館構想に対して、市長さんはどのような熱意を持って推進していただこうとされているのか、お考えの一端をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、金山出石寺へのアクセス道路の整備についてお伺いいたします。

本市には申し上げるまでもなく、四国八十八カ所番外札所、そして真言宗御室派の別格本山の名刹金山出石寺があり、名勝地として瀬戸内海国立公園に指定されております。儒者姜諸と出石寺の僧との交友や、藤堂高虎が持ち帰ったと言われる国指定の重要文化財の銅鐘、そして自然林に覆われた境内は、余りにも有名であり、年間10万人を超える人々が観光や参拝に訪れておられますが、年々減少傾向にあるのではないかと聞いております。

観光地の活性化には申し上げるまでもなく、

アクセス道路の整備が最低必要条件であります。長浜方面からも大洲方面からも、この出石寺へのアクセス道路は未改良箇所が多く、特に大型車両の通行には大変厳しい状況にあります。昨年は本市を中心にパビリオンのない博覧会として開催されたえひめ町並み博では、大きな成果が上がったと聞いております。しかしながら、今後は大洲市街地の大洲城、赤煉瓦館、臥龍山荘、ポコペン横丁、うかい、いもたきなどに加え、金山出石寺へのアクセス道路を整備することにより、長浜大橋、沖浦観音、あらし展望公園、白滝など、大洲長浜双方から自然を満喫できるコースが楽しめ、そのことにより観光の持続力や潜在力の発揮が季節を問わない形で進み、ひいては交流人口の増加や経済の活性化につながるのと同時に、観光エリアの拡大により、観光大洲のイメージアップにつながるものと考えております。

また、この路線は地域間を結ぶ幹線道路としても多機能を有することから、主要地方道にも認定されております。この路線の改良整備は、「きらめき創造大洲市」のためには緊急の課題ではないかと認識しておりますが、市長さんはどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大森隆雄市長 議長

○田中堅太郎議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 矢間議員さんの御質問のうち、まず第3次開発事業について私の方から御答弁を申し上げたいと思っております。

この事業は平成15年3月に旧長浜町議会の議決を経て、その基本計画が改定され、新市に引き継がれたものであります。この基本計画の中に水族館が位置づけられておるわけでございます。このことから、第3次開発事業基本計画の中に入っております水族館建設に至りますまでには、現在愛媛県において実施していただいております小型船だまりの整備促進とともに、内

港埋め立てによる施設用地の造成が必要となつてまいります。

まず、小型船だまりの整備につきましては、漁民の皆さんが漁業基地として安全で安心して利用していただける港づくりを推進するため、愛媛県では防波堤の延伸等に鋭意努力を傾けていただいております。引き続き早期整備を要請し、その進捗状況を踏まえながら、本市といたしましても、漁業基盤の整備に取り組まなければならないと考えておる次第でございます。

次に、旧長浜町の皆さんが特に大きな関心を寄せておられます水族館についてであります。水族館建設につきましては議会初日の議案説明要旨の中でも申し上げましたように、いろんな考え方やさまざまな選択肢があろうかと考えております。このようなことから、私といたしましてはある程度の時間的なものを考慮しながら、水族館建設につきましては構想、基本計画、実施計画、それぞれのステップを経なければならないものと考えております。現段階におきましては、職員から成る長浜水族館等海浜構想検討班をスタートさせたいと考えております。これらのテーマにつきましては、一緒に汗をかかせてほしいという若い方々の声も聞いておりますので、そういう方々のノウハウもかりながら、事業主体や施設規模、運営方法など、近隣水族館の実態調査を行うとともに、水族館のみならず、本市唯一の海浜利用についても調査研究し、大洲らしさ、長浜らしさが出せ、さらに交流人口の増大に寄与し、利用者が親しみを持って使ってもらえる施設の整備に向けた検討を行いまして、実現の方向へと一歩ずつ、一歩ずつでございますが、進めてまいりたいと考えております。

新しく創出された都市機能や、長い間守り育ててこられた観光拠点など、新旧の機能を兼ね備えた長浜地域の活性化拠点として、これら計画を推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも引き続き御理解と御支援をいただ

きますようお願いを申し上げる次第でございます。

もう一つの問題は、経過等専門的なこともありますので、建設部長の方からお答えをさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○城戸良一建設農林副部長 議長

○田中堅太郎議長 城戸建設農林部副部長

〔城戸良一建設農林副部長 登壇〕

○城戸良一建設農林副部長 私の方からは金山出石寺へのアクセス道路整備につきまして、お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり金山出石寺は、瀬戸内海国立公園や愛媛県の名勝にも指定され、毎年多くの方々が訪れる県内有数の観光地となっております。

本市から金山出石寺へは、長浜方面からの主要地方道長浜保内線、平野方面からの一般県道大洲保内線、八多喜方面からの一般県道瀬田八多喜停車場線、そのほか市道を通行しているのが現状でございます。

なお、大型車両につきましては、通常は八幡浜市保内町回りを利用されておりますが、瀬田八多喜停車場線につきましても通行可能で、利用されていると伺っております。

市といたしましては、交通の円滑化と危険箇所の解消を図り、安全で安心な道路となるよう、県に対し、各路線の整備促進について要望を行っているところでございます。議員お尋ねの主要地方道長浜保内線の整備につきましては、豊茂地区の集落までは2車線による整備計画となっております。しかしながら、集落から金山出石寺までの間は、交通量も少なく、また地形が急峻であり、整備が進まないのが実情でございます。最近の状況の中、道路事業を取り巻く環境は厳しいことから、事業の必要性や優先順位などが求められ、年次計画により順次整備が行われております。これまで実施されてきました2車線の整備から、地域の実情に応じま

した道路規格を用い、2車線区間と1車線区間、さらには待避所設置などの局所的な整備を組み合わせた1.5車線の整備手法により、より早く、より安く、効果的な整備が進められるようになりました。金山出石寺は本市の中でも重要な観光地でありますとともに、アクセスする道路は、地域にとって必要不可欠な生活道路となっておりますので、引き続き整備が図れますように、県に対して要望してまいりたいと考えております。

議員さん各位には格別の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたしましてお答えいたします。

○田中堅太郎議長 再質問はありませんか。

以上で本日の質疑、質問を終わります。

これをもって本日の日程を終了いたしました。

あす6月14日午前10時から本会議を開きます。

日程は、本日に引き続き第67号議案から第94号議案までの議案28件に対する質疑と、市政全般に対する質問であります。

~~~~~

○田中堅太郎議長 本日はこれにて散会いたします。

午後2時29分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員